

平成27年第9回

置戸町議会定例会会議録

平成27年12月15日開会

平成27年12月16日閉会

置戸町議会

平成27年第9回置戸町議会定例会（第1号）

平成27年12月15日（火曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 認定第 1号 〔決算審査特別委員会報告〕
平成26年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員会・平成27年第7回定例会付託）
- 日程第 4 認定第 2号 〔決算審査特別委員会報告〕
平成26年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員会・平成27年第7回定例会付託）
- 日程第 5 認定第 3号 〔決算審査特別委員会報告〕
平成26年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員会・平成27年第7回定例会付託）
- 日程第 6 認定第 4号 〔決算審査特別委員会報告〕
平成26年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員会・平成27年第7回定例会付託）
- 日程第 7 認定第 5号 〔決算審査特別委員会報告〕
平成26年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員会・平成27年第7回定例会付託）
- 日程第 8 認定第 6号 〔決算審査特別委員会報告〕
平成26年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員会・平成27年第7回定例会付託）
- 日程第 9 認定第 7号 〔決算審査特別委員会報告〕
平成26年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員会・平成27年第7回定例会付託）
- 日程第 10 議案第63号 置戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

- 日程第 1 1 議案第 6 4 号 置戸町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 1 2 議案第 6 5 号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 3 議案第 6 6 号 置戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 4 議案第 6 7 号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 5 議案第 6 8 号 平成 2 7 年度置戸町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 1 6 議案第 6 9 号 平成 2 7 年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 7 議案第 7 0 号 平成 2 7 年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 8 議案第 7 1 号 平成 2 7 年度置戸町下水道特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 9 議案第 7 2 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 2 0 議案第 7 3 号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 2 1 議案第 7 4 号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 2 2 選挙第 4 号 置戸町選挙管理委員会委員の選挙について
- 認定第 2 3 選挙第 5 号 置戸町選挙管理委員会補充員の選挙について
- 認定第 2 4 報告第 1 2 号 平成 2 6 年度置戸町教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告
について
- 認定第 2 5 報告第 1 3 号 財政的援助団体の監査結果報告について
- 認定第 2 6 報告第 1 4 号 定期監査の結果報告について
- 認定第 2 7 報告第 1 5 号 例月出納検査の結果報告について
- 認定第 2 8 総務常任委員会の所管事務調査報告について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 認定第 1 号 [決算審査特別委員会報告]
平成 2 6 年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会・平成 2 7 年第 7 回定例会付託)
- 日程第 4 認定第 2 号 [決算審査特別委員会報告]
平成 2 6 年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
(決算審査特別委員会・平成 2 7 年第 7 回定例会付託)
- 日程第 5 認定第 3 号 [決算審査特別委員会報告]
平成 2 6 年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
(決算審査特別委員会・平成 2 7 年第 7 回定例会付託)
- 日程第 6 認定第 4 号 [決算審査特別委員会報告]
平成 2 6 年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

て

(決算審査特別委員会・平成27年第7回定例会付託)

- 日程第 7 認定第 5号 [決算審査特別委員会報告]
平成26年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会・平成27年第7回定例会付託)
- 日程第 8 認定第 6号 [決算審査特別委員会報告]
平成26年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会・平成27年第7回定例会付託)
- 日程第 9 認定第 7号 [決算審査特別委員会報告]
平成26年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会・平成27年第7回定例会付託)
- 日程第10 議案第63号 置戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第64号 置戸町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第65号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第66号 置戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第67号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第68号 平成27年度置戸町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第16 議案第69号 平成27年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第70号 平成27年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第71号 平成27年度置戸町下水道特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第72号 工事請負契約の締結について
- 日程第20 議案第73号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第21 議案第74号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第22 選挙第 4号 置戸町選挙管理委員会委員の選挙について
- 認定第23 選挙第 5号 置戸町選挙管理委員会補充員の選挙について
- 認定第24 報告第12号 平成26年度置戸町教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告について
- 認定第25 報告第13号 財政的援助団体の監査結果報告について
- 認定第26 報告第14号 定期監査の結果報告について
- 認定第27 報告第15号 例月出納検査の結果報告について
- 認定第28 総務常任委員会の所管事務調査報告について

○出席議員(10名)

1番 前田 篤 議員

2番 澁谷 恒 壺 議員

3番	高谷	勲	議員	4番	佐藤	勇治	議員
5番	阿部	光久	議員	6番	岩藤	孝一	議員
7番	小林	満	議員	8番	石井	伸二	議員
9番	嘉藤	均	議員	10番	佐藤	純一	議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	井上	久男	副町長	和田	薫
会計管理者	鎌田	満	町づくり企画課長	栗生	貞幸
総務課長	菅野	博敏	総務課参与	東	誠
町民生活課長	鈴木	伸哉	産業振興課長	坂口	博昭
施設整備課長	大戸	基史	地域福祉センター所長	鈴木	正美
施設整備課技監	高橋	一史	総務係長	芳賀	真由美
町づくり企画課財政係長	小島	敦志			

〈教育委員会部局〉

教育長	平野	毅	学校教育課長	蓑島	賢治
社会教育課長	今西	輝代教	森林工芸館長	五十嵐	勝昭
図書館長	深川	正美			

〈農業委員会部局〉

事務局長 坂口 博昭（兼）

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 菅野 博敏（兼）

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本間 靖洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長	田中	英規	議事係長	尾俊輔
臨時事務職員	中田	美紀		

◎開会宣言

○佐藤議長 ただいまから、平成27年第9回置戸町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○佐藤議長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は置戸町議会会議規則第122条の規定によって、6番 岩藤孝一議員及び7番 小林満議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

総務常任委員会委員長から所管事務調査に係る委員の派遣の申し出があり、置戸町議会会議規則第124条第1項の但し書きの規定により委員を派遣しましたので報告します。

その他の事項は事務局長から報告させます。

事務局長。

○田中事務局長 今期定例会に町長から提出された議案は次のとおりです。

・議案第63号から議案第74号。

今期定例会に議会から提出された事件は次のとおりです。

・選挙第4号から選挙第5号。

・決算審査特別委員会審査報告書。

・総務常任委員会所管事務調査報告書。

今期定例会までに受理した教育委員会委員長からの報告は次のとおりです。

・報告第12号。

今期定例会までに受理した監査委員からの報告は次のとおりです。

・報告第13号から報告第15号。

今期定例会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席するものはお手元に配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 次に一部事務組合の会議について組合議員から報告を行います。

北見地区消防組合議会 9番 嘉藤均議員。

○9番 嘉藤議員〔登壇〕 去る平成27年10月13日招集の第2回定例北見地区消防組合議会の結果について報告いたします。

本会議前に、前櫻田市長の追悼の意を表して黙禱がなされました。また、議会開催に先立ち、9月

27日付で、理事者側の北見地区消防組合、辻直孝管理者より就任報告及び所信表明がございました。引き続き、会議録署名議員の指名を行い、会期を10月13日の1日間と決定いたしました。

次に本会議に提案された議件は、6件であります。

議案第1号 平成27年度北見地区消防組合一般会計補正予算については、歳入歳出195万1,000円を追加し、35億476万6,000円と致すもので、置戸町関係分については退職消防団員1名分の退職報償金26万4,000円の計上であります。

次に議案第2号 北見地区消防組合職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例については、被用者年金制度の一元化を図るための、厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により、消防職員を含む「特定警察職員等」の定義を定める、地方公務員等共済組合法及び厚生年金保険法が一部改正されるため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第3号 工事請負契約の締結について（北見消防団統合詰所移転改築工事について）は、契約金は2億511万円で、平成28年10月下旬の完成を目処に実施をするものであります。予定価格が1億5,000万円を超えるため、条例の規定により議決を求めるものであります。

次に報告第1号 専決処分について（北海道市町村総合事務組規約の一部を変更する規約）については、地方自治法の規定により、加入団体の議会の議決が必要なことから専決処分をいたし、承認をお願いするものであります。

次に報告第2号 専決処分について（北海道町村議会議員公務災害補償等組規約の一部を変更する規約）については、地方自治法の規定により、加入団体の議会の議決が必要なことから、専決処分をいたし、承認をお願いするものであります。

次に認定第1号 平成26年度北見地区消防組合一般会計歳入歳出決算については、臨時事業費の置戸町分は、秋田分団配備の小型動力ポンプと置戸支署配備の高規格救急自動車及び高度救命処置訓練用資器材を更新整備いたしました。

以上の議件6件が、辻管理者より一括して提案理由の説明がなされ、引き続き消防長より細部の説明がなされました。

その後、鈴木建夫議員から一般質問があり、管理者及び消防長より、それぞれ回答がなされました。その後、議案第1号、議案第2号、議案第3号、報告第1号、報告第2号、認定第1号までに対する質疑・討論を行い、原案のとおり可決・承認されました。

なお、審議の内容につきましては、配付の資料のとおりであります。

以上で北見地区消防組合議会の結果報告といたします。

平成27年12月15日。報告者 嘉藤均。

○佐藤議長 これでは諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 会期の決定

○佐藤議長 日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの4日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月18日までの4日間に決定しました。

◎日程第 3 認定第 1号 平成26年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから

◎日程第 9 認定第 7号 平成26年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまで
————— 7件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第3 認定第1号 平成26年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから
日程第9 認定第7号 平成26年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの
7件を一括議題とします。本案は平成27年第7回置戸町議会定例会に提案され、置戸町議会会議
規則第38条第1項により決算審査特別委員会に付託のうえ、閉会中の継続審査のものであります。
委員長の報告を求めます。

5番 阿部光久決算審査特別委員会委員長。

○5番 阿部議員〔登壇〕 それでは決算審査についてご報告申し上げます。

平成27年9月10日、第7回置戸町議会定例会におきまして付託を受けた認定第1号 平成26年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号 平成26年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件の審査結果を報告申し上げます。

決算審査特別委員会は9月10日に第1回の会議を開催し、正副委員長の互選と委員席の指定を行いました。審査のための特別委員会は11月4日から11日までの内5日間開催し、予算執行にかかわる各関係書類、諸帳簿等进行检查し、予算の適正な執行と行政効果に視点をおき詳細かつ慎重に審査を行い、さらに関係課長の出席を求めて疑問点などを聴取しました。審査及び質疑の詳細の内容については省略しますが、審査結果はお手元に配付の審査報告書の通り、いずれも認定すべきものと全員一致で決定したものであります。

それでは決算審査特別委員会の審査意見を口頭で申し上げます。

平成26年度の日本の経済は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」の一体的推進により、緩やかな回復基調が続いているものの、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減や夏の天候不順の影響に加え、輸入物価の上昇、さらには、消費税率引き上げの影響を含めた物価の上昇に家計の所得が追いついていないことから、持ち直しの動きが鈍く、地方においては、経済政策の効果が十分に実感できない状況にあります。

そのようななか、一般会計の決算では、歳入の多くを占める地方交付税は、対前年度比1億7,278万円の減額、率にすると6.4%の減となりましたが、前年度実施の新生紀森林組合加工施設導入事業や旧・勝山小学校改修工事など大型事業の減少にともない、実質収支は1億4,259万円の黒字となり、景気回復の兆しが見られないなかにおいても、良好な決算となっています。また、健全化判断比率7%の数値を見ても、各会計連結決算による財政状況は、健全な状況にあると言えます。

環境保全では、地球温暖化防止など環境への負荷の低減に向け、補助金を創設し普及促進に努めています。取り分け、置戸中学校の太陽光発電システムの導入や街路灯のLED化により省エネ、節電効果が十分に認められることから、実証効果をホームページや広報紙を用い家庭や事業所に広め、更なる太陽光発電やLED化の普及促進等、公共施設や事業所、家庭が一体となった、低炭素化への取り組みが必要と考えます。

次に、地遊人制度は、平成3年度にスタートして既に20年を経過していますが、近年、時代の流れや地域おこし協力隊などの影響により応募者数が減少し、平成26年度は応募者がいない状況です。募集方法としては、ホームページやブログ、雑誌への広告掲載など、その取り組みは十分理解しますが、制度自体が農業に特化しており、選択肢の範囲が限られています。

現状、他の産業においても後継者不足が心配されることから各関係部署との連携を深め、林業や商業にも募集範囲を拡大するなど制度の見直しを行い、人材確保や後継者育成、定住促進等、地域活性化に向けての新たな事業展開、取り組みが必要と考えます。

次に、町税の滞納総額は1,968万円で、うち国民健康保険税の滞納額は1,245万円、滞納総額に占める割合は63.3%で、前年度と額を比較すると18万円ほど僅かではありますが増えています。電話催告や臨戸訪問、確定申告時における国税還付金の差し押さえなど、滞納額解消への取り組みは十分理解しますが、財源確保及び公平性の観点から徴収専門員の配置など、更なる徴収対策への推進を望みます。

次に、地方債のことですが、現在事業が進められているライフラインの根幹といえる簡易水道統合事業は、平成30年度に終了することが予定されていますが、事業に係る過疎債や簡水債の償還ピーク時を推計すると、平成36年度にピークを迎えることや、今後においても橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁の修繕やスポーツセンター耐震補強工事などハード面の大型事業が予定されていることから、これらのことを考慮し、地方債の借入れはより慎重な対応が望まれます。

最後になりますが、本町にとって、地方交付税は大きな財源ですが、国の方針による不確定要素や、人口減少などの影響により、決して安定的な収入とはいいがたく、減額が予測されることから、今後においても国の動向を注視し、なお一層の事業量の見直しと創意工夫に努め、置戸の未来に向けた、より効率的・効果的な行財政運営が行われることを望み、委員長報告といたします。

○佐藤議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は議案の順序で行います。

まず、認定第1号 平成26年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次に移ります。

認定第2号 平成26年度置戸町国民健康保健特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次に移ります。

認定第3号 平成26年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次に移ります。

認定第4号 平成26年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次に移ります。

認定第5号 平成26年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次に移ります。

認定第6号 平成26年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次に移ります。

認定第7号 平成26年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認めます。

全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから認定第1号 平成26年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号 平成26年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件を一括して採決します。

認定第1号から認定第7号までの7件については、委員長報告の通り認定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、認定第1号 平成26年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号 平成26年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件については、いずれも認定することに決定しました。

◎日程第 1 0 議案第 6 3 号 置戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてから

◎日程第 2 1 議案第 7 4 号 工事請負変更契約の締結についてまで

————— 2 0 件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第 1 0 議案第 6 3 号 置戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてから日程第 2 1 議案第 7 4 号 工事請負変更契約の締結についてまでの 1 2 件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました議案第 6 3 号は、置戸町行政手続に係る議案であります。また、議案第 7 4 号は、工事請負変更契約の締結についてでございますが、議案の内容につきましては、総務課長、この間の議案それぞれにつきましては、担当の課長の方からご説明を申し上げます。

〈議案第 6 3 号 置戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について〉

○佐藤議長 まず議案第 6 3 号 置戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について。

総務課長。

○菅野総務課長 議案第 6 3 号 置戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について説明をいたします。

置戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を次のとおり定める。

置戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律が施行されたことに伴い、地方公共団体において個人番号を独自で利用する場合は、同一地方公共団体の執行機関への個人情報の提供を行う場合には、条例を制定することとされています。このため、本町において番号法に規定にされている、社会保障、税、災害対策分野の事務、法定利用事務をいいます。この法定事務以外において、番号法第 9 条第 2 項及び第 1 9 条第 9 号の規定に基づき、個人番号の利用、特定個人情報の利用及び提供を行うことに関し、条例で定めることにより執行機関内、又はその他執行機関での特定個人情報のやり取りを可能にする必要があるため、本条例を制定するものであります。

第 1 条は、番号法に規定されたことに伴い、本町において番号法第 9 条第 2 項に基づく個人番号の

利用及び同法第19条第9号に基づく、特定個人情報の提供に関する事項を規定しております。

第2条は、番号法の用語の定義に則し、条例の用語の定義を規定しています。

第3条は、町の責務を規定します。

第4条は、番号法第9条第2項において番号法別表第1に定める事務の他に条例に定める事務で個人番号を利用することができることから、本町として独自に個人番号を利用する範囲を規定しております。次のページをお開き下さい。独自利用の事務は、置戸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務。置戸町乳幼児等医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務としております。

第5条は、委任です。この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定めます。

附 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

以上で議案第63号の説明を終わります。

〈議案第64号 置戸町税条例等の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に議案第64号 置戸町税条例等の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 議案第64号についてご説明いたします。

議案第64号 置戸町税条例等の一部を改正する条例。

第1条 置戸町税条例（昭和29年条例13号）の一部を次のように改正する。

第1条で改正する改正内容は、地方税法に定める納税の猶予制度について、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ確な履行を確保する観点から、国税の改正を踏まえ平成27年度の地方税法の改正により、納税者の申請による換価の猶予制度が創設され、合わせて地方分権を推進する観点や地方税に関する地域の実情が様々であることから、猶予に係る担保の徴収基準など一定の事項については、各地域の実情等に応じて条例で定める仕組みとされたことから、税条例に規定を追加するものでございます。

それでは、改正内容をご説明致しますので、別冊議案第64号説明資料、置戸町税条例等の一部を改正する条例をご覧ください。

左側が項目、右側が改正概要となっております。改正の趣旨につきましては、先程ご説明したとおりでございます。

次に猶予制度でございますが、地方税法第15条に規定する徴収の猶予と地方税法第15条の5に規定する換価の猶予の2種類がございます。次のページをお開きください。

第8条は、徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付又は分割導入の方法について新たに規定をするものです。猶予に係る金額をそのものの財産の状況、その他の事情から見て合理的かつ妥当なものに分割をして納付又は納入させることを規定します。

第9条は、徴収猶予の申請手続等について規定を設けるものです。徴収猶予の申請手続として申請書に記載する事項を一時に納付、納入することができない事情。猶予を受ける金額及び期間。分割納付する金額及び期間。担保を提供する場合には、担保の内容をそれぞれ記載します。猶予申請書に添付する書類として、事実を証する書類。資産及び負債の状況を明らかにする書類。実績及び今後の見

込みの分かる収支の状況。担保の提供をする場合には、担保に関する書類を添付します。担保の徴収基準として、猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ猶予期間が3ヶ月を超える場合は、地方税法第16条第1項各号に掲げる担保の詳細を申請書に起債し、その担保の提供に関し、必要な書類を提出することとしています。申請書に不備があった場合の訂正期限は、訂正の通知を受けた日から20日以内とします。3ページをお開きください。

第10条、徴収猶予の取り消しの規定ですが、徴収猶予した町税以外に新たに町税を滞納したり、町長が特に必要と認めた債権が不履行となった場合に、徴収猶予を取り消す規定としています。

第11条、職権による換価の猶予の手続き等ですが、地方税法において滞納者の財産を直ちに換価することにより、事業の継続、生活の維持が困難になる場合、滞納者が町の徴収金の納付、納入について誠実な意思を有すると認められた時は、職権で換価の猶予を行うことができると規定されておりますので、その期間内の徴収金の納付、納入方法について、合理的かつ妥当なものに分割して納付し又は納入させる。担保の提供に関し、必要な書類を提出させるなどを規定しております。

第12条、申請による換価の猶予の手続き等ですが、滞納者の財産を直ちに換価することにより、事業の継続、生活の維持が困難になる場合、申請により財産の換価を猶予する場合の手続きを規定しております。申請期限を納期限から6ヶ月以内とし、条例第10条に定める徴収金に滞納があった場合は、猶予の適用をしない。合理的かつ妥当なものに分割し納付し又は納入させる。申請手続に必要な書類の規定を定めております。

第13条、担保を徴する必要がない場合ですが、地方税法第16条に徴収猶予、職権による換価の猶予、申請による換価の猶予を行う場合は、担保を徴さなければならないが、条例で定める場合はこの限りでないと規定がございますので、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3ヶ月以内である場合、担保を徴することができない特別な事情がある場合は、担保を徴しないとする規定を設けるものです。続きまして、4ページをお開き下さい。条の整理として第8条から第13条までを新設したため、14条から17条まで削除と改正をしております。次に、文言の整理として、改正規定の新設により地方税法及び地方税法施行令の名称を略称とする規定が設けられたため、第18条と第23条第3項を改正しております。本議案にお戻りください。

議案第64号から2枚お開きいただき、左のページの中段になります。置戸町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

第2条、税条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第16号)の一部を次のように改正する。

本年6月の第4回置戸町議会定例会で可決決定いただきました、置戸町税条例等の一部を改正する条例ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行されたことにより、同法第2条第15項に規定する法人番号の定義を条例に加える改正があったことから、該当する箇所の改正を行うものです。

それでは、内容をご説明いたしますので、議案第64号説明資料、置戸町税条例等の一部を改正する条例をご覧ください。資料の最後のページになります。

改正の趣旨につきましては、先程ご説明しましたので省略します。改正条項につきましては、①納付書に法人番号の記載をする予定でしたが、当面記載を要しないこととなったので、第2条第3号及び第4号の改正規定を削除することとし、②条例第36条の2第9項、第63条の2第1項

第1号、第89条第2項第2号、第139条の3第2項第1号、第149条第1号に法人番号の定義を規定します。議案第64号説明資料、置戸町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表は後程ご参照願います。本議案にお戻りください。議案第64号の最後のページになります。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中置戸町税条例第8号から第17条まで、第18条、第23条第3項の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

第2条につきましては、施行期日前の適用分と施行期日後の適用につきまして、経過措置を定めるものであります。

以上で議案第64号の説明を終わります。

〈議案第65号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に議案第65号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 議案第65号についてご説明いたします。

議案第65号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

置戸町国民健康保険税条例（昭和33年条例第7号）の一部を次のように改正する。

今回の改正の概要ですが、国民健康保険税の減免を受けようとする場合、納期限7日前までに申請書の提出が必要ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行により、申請書に個人番号の記入が必要となったことから所要の改正を行うものです。

それでは、改正内容につきましてご説明いたしますので、別冊議案第65号説明資料、置戸町国民健康保険税条例新旧対照表をご覧ください。左が改正案、右が現行となります。第24条の3、第2項第1号中、氏名及び住所、納税義務者の住所、氏名及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）に改めるものでございます。本議案にお戻りください。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

以上で議案第65号の説明を終わります。

〈議案第66号 置戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に議案第66号 置戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 議案第66号についてご説明いたします。

議案第66号 置戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

置戸町手数料徴収条例（平成18年条例第6号）の一部を次のように改正する。

本年10月にマイナンバーの通知カードが交付され、希望者には来年1月から順次個人番号カードを受領していただくこととなりますが、紛失等により再発行が必要となった場合、実費分の手数料が必要となりますので、新たに手数料を定めるものでございます。また、個人番号カードの発行開始に

に伴い、住民基本台帳の台帳カードの発行が12月末で終了することから、手数料の規定を削除いたします。なお、条例の規定にはございませんが、個人番号カードに電子証明書機能を搭載する場合は、地方公共団体情報システム機構が定める手数料200円が別途必要となりますので、歳入歳出外現金として一時お預かりをし、地方公共団体情報システム機構にお支払することとしています。

それでは、改正内容につきましてご説明いたしますので、別冊議案第66号説明資料、置戸町手数料徴収条例新旧対照表をご覧ください。左が改正案、右が現行となります。第2条第18号を削り、第19号から第26号までを1号ずつ繰上げ、第27号の前に第26号として個人番号カードの再交付手数料1件につき800円を追加するものです。本議案にお戻りください。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

以上で議案第66号の説明を終わります。

〈議案第67号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に議案第67号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例。

地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 議案第67号について説明をいたします。

置戸町介護保険条例の一部を改正する条例。

置戸町介護保険条例（平成12年条例第6号）の一部を次のように改正する。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、平成28年1月1日から個人番号カードの交付及び個人番号の利用が開始されることから、介護保険料の徴収猶予及び減免申請書の記載事項に個人番号を追加する必要があるため、置戸町介護保険条例の一部を改正するものです。

改正の内容を説明いたしますので、別紙議案第67号説明資料、置戸町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。右が現行、左が改正案で太字アンダーラインが改正部分です。保険料の徴収猶予第10条第2項第1号の住所及び個人番号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、平成25年法律第27号第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じに改め、保険料の減免、裏の面になります。第11条第2項第1号の及び住所を、住所及び個人番号に改めるものです。本議案にお戻りください。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

以上で議案第67号の説明を終わります。

〈議案第68号 平成27年度置戸町一般会計補正予算（第6号）〉

○佐藤議長 次に議案第68号 平成27年度置戸町一般会計補正予算（第6号）。

町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 議案第68号について説明をいたします。

議案第68号 平成27年度置戸町一般会計補正予算（第6号）。

平成27年度置戸町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,104万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億3,846万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1条 歳入歳出予算補正につきましては、後程別冊の平成27年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第6号）により説明いたします。

第2条 地方債の補正について説明いたしますので、本議案の3ページ、4ページをお開き下さい。

第2表 地方債補正。初めに、地方債の追加ですが、森林購入事業で限度額を4,580万円とするものです。後程、歳出予算で説明させていただきますが、町有林の取得に際し、地域活性化事業債が適債となることから、予算額の9割を見込み限度額を設定するものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりです。なお、元利償還金の3割が交付税で措置されます。次に4ページをご覧ください。地方債の変更ですが、橋梁長寿命化修繕工事で、補正前の限度額3,480万円を補正後3,240万円に変更するものです。なお、起債の方法、起債の利率、償還の方法につきましては変更ありません。

次に事項別明細書により説明いたしますので、事項別明細書の最終ページ17ページをご覧ください。

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書になります。

区分の欄、1、普通債（8）町有林の当該年度中増減見込額の起債見込額欄に4,580万円を追加いたしました。次に区分の欄、3、その他（2）過疎対策事業債の当該年度中増減見込額の起債見込み額欄から240万円を減じ、2億2,150万円に変更いたしました。一番下の合計欄ですが、本年度の起債見込み額は、4億861万9,000円。当該年度末現在高見込み額は、46億9,191万3,000円となります。

引き続き、第1条 歳入歳出予算の補正について説明いたしますので、事項別明細書の6ページ、7ページをお開きください。歳出から説明いたします。3. 歳出、2款総務費から総務課長が説明いたします。

（以下、総務課長説明、記載省略。平成27年度置戸町一般会計補正予算（第6号）、別添のとおり）

○佐藤議長 しばらく休憩します。11時から再開します。

休憩	10時41分
再開	11時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。議案の説明を続けます。

〈議案第68号 平成27年度置戸町一般会計補正予算(第6号)〉

○佐藤議長 議案第68号 平成27年度置戸町一般会計補正予算(第6号)。事項別明細書、12ページ、13ページ。

歳出。10款教育費、5項保健体育費。

社会教育課長。

(以下、社会教育課長説明、記載省略。平成27年度置戸町一般会計補正予算(第6号)、別添のとおり)

〈議案第69号 平成27年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)〉

○佐藤議長 次に議案第69号 平成27年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)。

地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 議案第69号について説明をいたします。

平成27年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)。

平成27年度置戸町の介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,487万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条の歳入歳出予算補正につきましては、別冊の平成27年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書(第3号)により説明いたしますので、事項別明細書の4ページ、5ページをお開きください。それでは、下段の歳出から説明をいたします。

(以下、地域福祉センター所長説明、記載省略。平成27年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)、別添のとおり)

〈議案第70号 平成27年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)〉

○佐藤議長 次に議案第70号 平成27年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)。

地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 議案第70号について説明をいたします。

平成27年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)。

平成27年度置戸町の介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,140万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条の歳入歳出予算補正につきましては、別冊の平成27年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算事項別明細書(第1号)により説明いたしますので、事項別明細書の4ページ、5ページをお開きください。下段の歳出から説明をいたします。

(以下、地域福祉センター所長説明、記載省略。平成27年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)、別添のとおり)

〈議案第71号 平成27年度置戸町下水道特別会計補正予算(第1号)〉

○佐藤議長 次に議案第71号 平成27年度置戸町下水道特別会計補正予算(第1号)。

総務課長。

○菅野総務課長 議案第71号 平成27年度置戸町下水道特別会計補正予算(第1号)について説明いたします。

平成27年度置戸町下水道特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ53万円を減額し、歳入歳出総額を歳入歳出それぞれ2億6,337万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条の歳入歳出予算補正につきまして説明いたしますので、別冊の平成27年度置戸町下水道特別会計補正予算事項別明細書(第1号)で説明いたしますので、4ページ、5ページをお開きください。下段の歳出から説明します。

(以下、総務課長説明、記載省略。平成27年度置戸町下水道特別会計補正予算(第1号)、別添のとおり)

〈議案第72号 工事請負契約の締結について〉

○佐藤議長 次に議案第72号 工事請負契約の締結について。

総務課長。

○菅野総務課長 議案第72号 工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

境野浄化センター改築工事につきましては、平成27年9月3日契約により工事を進めておりましたが、コンクリート補修厚さの変更。コンクリート修復費の追加。汚泥処分費の追加により設計変更を行うことになったところ、5,000万円を超えるため工事請負金額の変更契約を行うため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

記

1. 目的 境野浄化センター改築工事
2. 方法 指名競争入札により契約しております。
3. 金額 50,986,800円
4. 相手方 常呂郡置戸町字置戸22番地の3、北進工業株式会社代表取締役鈴木栄樹。

以上で議案第72号の提案理由の説明を終わります。

〈議案第73号 工事請負変更契約の締結について〉

○佐藤議長 次に議案第73号 工事請負変更契約の締結について。

総務課長。

○菅野総務課長 議案第73号 工事請負変更契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

議案第73号につきましては、7月1日開催の第5回臨時議会において議案第43号で議決をいただきました置戸地区簡易水道再編推進事業、送配水管敷設工事その1について、路盤工の変更による工事内容の一部変更により、工事請負金額変更の契約締結を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年条例14号）第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

記

1. 目的 置戸地区簡易水道再編推進事業

送配水管布設工事その1

2. 金額 変更前 172,260,000円

変更後 174,106,800円。

3. 相手方 北進・吉崎経常建設共同企業体

代表者、常呂郡置戸町字置戸22番地の3

北進工業株式会社代表取締役 鈴木 栄 樹

構成員、北見市北4条東7丁目1番地

株式会社吉崎工業所代表取締役社長 三 浦 樹美雄

以上で議案第73号の説明を終わります。

〈議案第74号 工事請負変更契約の締結について〉

○佐藤議長 次に議案第74号 工事請負変更契約の締結について。

総務課長。

○菅野総務課長 議案第74号 工事請負変更契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

議案第74号につきましては、8月3日開催の第6回臨時議会において議案第47号で議決をいただきました旧ふるさと銀河線常呂川第一鉄橋撤去工事について、橋台取り壊し工の追加による工事内容の一部変更により、工事請負金額変更の契約締結を行うため、地方自治法（昭和22年法律67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年条例14号）第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

記

2. 目的 ふるさと銀河線常呂川第一鉄橋撤去工事

2. 金額 変更前 58,104,000円

変更後 59,108,400円

3. 相手方 常呂郡置戸町字置戸255番地の22

株式会社遠藤組代表取締役 遠 藤 耐 藏

以上で議案第74号の説明を終わります。

○佐藤議長 議案第63号から議案第74号までの提案理由の説明を終わります。

◎日程第22 選挙第 4号 置戸町選挙管理委員会委員の選挙について

○佐藤議長 日程第22 選挙第4号 置戸町選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第8項の規定によって指名推薦にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

置戸町選挙管理委員会委員には、置戸町字北光38番地 須藤久義氏、置戸町字置戸152番地の4 山本千鶴子氏、置戸町字勝山192番地の2 十河一義氏、置戸町字置戸451番地の1 多田和弘氏以上の4名を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました4名を置戸町選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、須藤久義氏、山本千鶴子氏、十河一義氏、多田和弘氏、以上の4名が置戸町選挙管理委員会委員に当選されました。

◎日程第23 選挙第5号 置戸町選挙管理委員会補充員の選挙 について

○佐藤議長 日程第23 選挙第5号 置戸町選挙管理委員会補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第8項の規定によって指名推薦にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

置戸町選挙管理委員会補充員には、第1順位 置戸町字置戸226番地の1 米本敬敏氏、第2順位 置戸町字雄勝456番地の1 湊初男氏、第3順位 置戸町字豊住201番地の1 安西昇氏、第4順位 置戸町字置戸250番地の10 橋本幸子氏以上の4名を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました4名を置戸町選挙管理委員会補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました第1順位 米本敬敏氏、第2順位 湊初男氏、第3順位 安西昇氏、第4順位 橋本幸子氏、以上の4名が順序のとおり置戸町選挙管理委員会補充員に当選されました。

◎日程第24 報告第12号 平成26年度置戸町教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告について

○佐藤議長 日程第24 報告第12号 平成26年度置戸町教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告についてを議題とします。

本案に対し報告を求めます。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○田中事務局長 報告第12号について申し上げます。

教育委員会委員長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき、お手元に配付のとおり平成26年度置戸町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書の提出がありました。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで報告済みとします。

◎日程第25 報告第13号 財政的援助団体の監査結果報告について

○佐藤議長 日程第25 報告第13号 財政的援助団体の監査結果報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○田中事務局長 報告第13号について申し上げます。

監査委員が平成27年10月26日、財政的援助団体の監査を執行され、お手元に配付の通りの結果報告がありました。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで報告済みとします。

◎日程第26 報告第14号 定期監査の結果報告について

○佐藤議長 日程第26 報告第14号 定期監査の結果報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○田中事務局長 報告第14号について申し上げます。

監査委員が平成27年11月18日に工事発注状況及び委託発注状況、現地監査を執行され、お手元に配付の通りの結果報告がありました。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで報告済みとします。

◎日程第27 報告第15号 例月出納検査の結果報告について

○佐藤議長 日程第27 報告第15号 例月出納検査の結果報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○田中事務局長 報告第15号について申し上げます。

監査委員が平成27年8月31日、9月30日及び10月31日現在の出納状況について検査を執行され、お手元に配付の通りの結果報告がありました。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで報告済みとします。

◎日程第28 総務常任委員会の所管事務調査報告について

○佐藤議長 日程第28 総務常任委員会の所管事務調査報告について委員長の報告を求めます。

7番 小林満総務常任委員会委員長。

○7番 小林総務常任委員会委員長 本年度総務常任委員会が実施いたしました道内所管事務調査に係る現状及び所見は、お手元に配付の調査報告書のとおりです。

調査期間は平成27年10月28日から30日までの3日間。調査場所は下川町、東神楽町「森のゆ 花神楽」、新篠津村「たっぷの湯」、小樽市株式会社北海道ワインの4カ所で委員9名と議長、随員1名の11名で調査を行いました。

それでは調査に係る現状及び所見について申し上げます。

はじめに、下川町の木質バイオマスを使った地域づくりについてですが、下川町では、町有林を森林組合に委託し、組合が作成した木材資源の有効利用計画に基づき、循環型森林経営による地域林業、林産業への木材の安定供給、人材登録制度による雇用の場の確保など、持続可能な森林経営を行なうためのシステムを構築しています。木材資源の有効利用は、製材は公共施設の内装や外壁に、トドマツの葉は、エッセンシャルオイルの原料にするなど、森林の恵みを余すことなく利用しています。

下川町では、平成16年に町内の温泉施設に木質バイオマスボイラーを導入し、これを皮切りに幼児センターや高齢者複合施設、病院、小・中学校などにも広く普及されており、現在、公共施設の熱需要の約6割を木質バイオマスエネルギーにより自給しています。

また、市街地から12キロ離れた、人口の減少や高齢化が進む一の橋地区では、平成22年から「一の橋バイオビレッジ構想」を立ち上げ、限界化する集落対策の取り組みとして「地域おこし協力隊」を導入し、平成24年からは、若者と高齢者などが混在して居住できる集住化住宅26戸や宿泊施設2戸、ケアハウスなどの建設に着手、また、これら施設への熱供給源対策として、太陽光パネルや木質バイオマスボイラーを整備するなど11億円をかけ、一の橋地区再生に向けての取り組みを推進しています。

本町においては、下川町のような木質バイオマスボイラーへの取り組みは極めて難しいが、一の橋地区のような住民を一定の施設内に集め、ケアハウスのような集住化による自立型コミュニティのかたちは、置戸町の将来を見据えたときに一つのモデルになると考えます。

また、置戸町では、成熟期になっているカラマツやトドマツの追い上げや用材にならないウラ木、枝条などが山に残り、植え付けや下刈りをする時にネズミの巣になるなど、作業に支障を来していることから、畑の暗渠資材や薪ストーブの燃料にするなど、不用材の活用に向けての取り組みが必要と思われます。

次に、東神楽町「森のゆ 花神楽」、新篠津村「たっぷの湯」については、温泉の指定管理者及び運営状況について調査を行いました。

はじめに、東神楽町「森のゆ 花神楽」についてご説明申し上げます。東神楽町「森のゆ 花神楽」は、ひがしかぐら森林公園内に位置し、園内にはコテージやオートキャンプ場、パークゴルフ場など、子どもから大人まで遊べる多くのレジャー施設、また、地元には旭川空港、近くには旭川市や観光地として有名な美瑛町や上富良野町があります。このように「森のゆ 花神楽」は、観光地を訪れる旅行者の宿泊拠点として最適な場所にあります。

「森のゆ 花神楽」は、平成12年7月にオープン、平成17年9月から指定管理者制度を導入し、指定管理者による管理運営を行っています。

オープンに至るまでの経緯は、平成11年7月、温泉宿泊施設の建設を目的として、町と民間とで第三セクター株式会社フローレを設立、同年11月契約額10億7,940万円で仮称健康回復センター（森のゆ 花神楽）の建設工事に着手、平成12年6月に竣工する。同月、フローレから町が温泉棟を10億6,092万円、現指定管理者が宿泊棟を1億920万円で買い取るとともに、管理委託契約を経て運営を開始いたしております。平成18年12月、指定管理者は入り込み客数の状況から経営の安定化を目的として、既存の宿泊棟に6階建ての宿泊棟を増設し、新館の運営を始めております。なお、指定管理者は道内11カ所にホテルやゴルフ場などのサービス業を営む道内屈指の有名企業であります。

「森のゆ 花神楽」の経営状況につきましては、近年、隣接する旭川市内にスーパー銭湯が増え、日帰り入浴客数はピーク時の32万人と比べると半減するも、宿泊客数は地理的要因や宿泊棟の増設により、開設時の1万3,000人と比較すると倍増になっています。修繕費用等の負担割合については、町と指定管理者とで都度協議し決めています。また、町からは指定管理者への減免等助成は行っていないとのことで、指定管理者からは、建物にかかる固定資産税や法人町民税、入湯税のほか、施設使用料の代わりに納付金として年間約800万円を徴しています。

新篠津村「たっぷの湯」は、しのつ湖周辺の観光ゾーンにあり、ゾーンにはテニスコート2面、18ホールのパークゴルフ場、キャンプ場、わかさぎ釣り場など数多くのレジャー施設のほか、野菜の直売や特産品の販売を行なう「道の駅しんしのつ」、近くには江別市や岩見沢市、札幌市からも車で1時間ほどの適度な距離に位置しています。

オープンに至る経緯は、平成7年開村100周年にあたりその記念事業として、また、地域間交流、雇用の場の創出、村の特産品の販売などを目的として、平成8年3月、第三セクター株式会社「新篠津ふるさと振興公社」を設立、平成9年6月、鉄筋コンクリート造地上3階、地下1階建て、事業費19億8,297万9,000円をかけ第三セクターにより運営を開始しました。

施設の概要としては、客室24室、レストラン、野菜や加工品の直売コーナー、カラオケルーム、研修室などがあります。

経営状況は、東神楽町「森のゆ 花神楽」同様、近隣の市にスーパー銭湯ができ、入浴客数は平成14年、ピーク時の13万5,000人と比べると半減となり、また、宿泊客数も入浴客数同様に半減しています。

このような状況から、平成26年度に5,000万円をかけ、館内の照明器具をLED化へ変更するとともに、タイ人を始め外国人の集客や顧客の確保を目的として、受け入れ体制を整えるべく研修室や館内の看板を改修するなど、日本の文化に触れることができるインバウンド事業への取り組みを展開しています。結果、LED化による電気代コストは3分の1に削減、タイ人等外国人の宿泊客数は年間115名と効果は表れているものの、突然宿泊を取り消すなどの大きな問題もあります。また昨年は、3,700万円の補助を公社に行い赤字の解消に努めましたが、来年3月からはプロポーザル方式の公募により指定管理者制度に移行するというございます。移行後の助成は考えていないが、状況に応じ相手方と協議して決めたということございます。

今回の調査地としては、選定した東神楽町「森のゆ 花神楽」や新篠津村「たつぷの湯」はともに、都市や観光地が近くにあり交通のアクセスも良く、レジャー施設なども整備されておりますが、施設規模が大きいゆえに維持管理費も膨大であります。

本町の「ゆゆ」周辺には大規模なレジャー施設はありませんが、森林工芸館、パークゴルフ場、鹿の子沢、おけと湖などの観光スポットが数多くあります。これら観光スポットに「ゆゆ」を含めてPRすることや、将来的なことを考慮し、コテージを含めたハード面の整備は基より、夏には、色とりどりの農村景観用作物を周辺に植え、冬には歩くスキーやスノーモービルなど自然を生かしたコースづくりや、子ども冬まつりを「ゆゆ」で開催するなど、観光面やハード面、ソフト面を含めた中で、町民に愛され利用される取り組みが必要と考えます。

次に、小樽市株式会社北海道ワインでございます。ぶどう園の将来展望と課題について調査を行いました。

はじめに、「株式会社 北海道ワイン」よりワイン誕生に至るまでの製造工程について説明を受けました。

置戸ぶどう園の課題としては、圃場内の土が流れる。ぶどうの根は、生き延びるために水を探し深く土中に根をはわすが、粘土質であることから水分が貯留し根が弱くなり横にはい、ぶどうの木が弱くなるという土質の問題や、ぶどうの実に蜂がつくなどの問題もあり、長年にわたり山ぶどう系以外のぶどうが、天候、土壌、病害虫等の被害を受け、本数が減るなど厳しい状況にあります。

今後の対策として、圃場に土を入れて牧草を植えたり、土壌改良資材として堆肥をふんだんに投入したり、春に女王蜂を駆除したり、マルチなどで苗木の水分や温度管理を適正に行うなど、圃場の更新を計画的に進めることが出来れば、現在の圃場面積でも15トンから16トンの収穫量が見込め、それには専門的な知識や技術を持つ職員や後継者の育成が必要であります。

また、新圃場にジーガレーベやアムレンシスのほか、ナイアガラやロンドンを栽培し、将来的には置戸でワインの需要ができればいいという思いもあり、今後とも時間があれば置戸への支援を惜しまないという話ございました。

所管事務調査として初めて「株式会社 北海道ワイン」を訪れ、置戸ぶどう園の現状と今後に向けての方向性を伺いました。やはり一番大切なものは、町づくりは人づくりというように、長期ビジョ

ンに基づいた人づくりが何よりも大切であり、専門的な知識や技術を持ち合わせた職員の下、新たな問題点や改善点が見出され、それらを克服して行くことが、ぶどう栽培の成果に繋がることから、人づくりに向けての取り組みが重要と思われま

以上を申し上げ報告を終わります。

○佐藤議長 委員長の報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、これで報告済みとします。

◎散会の議決

○佐藤議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

◎散会宣言

○佐藤議長 本日はこれで散会します。

散会 11時45分

平成27年第9回置戸町議会定例会（第2号）

平成27年12月16日（水曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第63号 置戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第64号 置戸町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第65号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第66号 置戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第67号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第68号 平成27年度置戸町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 9 議案第69号 平成27年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第70号 平成27年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第71号 平成27年度置戸町下水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第72号 工事請負契約の締結について
- 日程第13 議案第73号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第14 議案第74号 工事請負変更契約の締結について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第63号 置戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第64号 置戸町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第65号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第66号 置戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第67号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第68号 平成27年度置戸町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 9 議案第69号 平成27年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第10 議案第70号 平成27年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

日程第11 議案第71号 平成27年度置戸町下水道特別会計補正予算(第1号)

日程第12 議案第72号 工事請負契約の締結について

日程第13 議案第73号 工事請負変更契約の締結について

日程第14 議案第74号 工事請負変更契約の締結について

○出席議員(10名)

1番	前田	篤	議員	2番	澁谷	恒	議員
3番	高谷	勲	議員	4番	佐藤	勇	議員
5番	阿部	光久	議員	6番	岩藤	孝一	議員
7番	小林	満	議員	8番	石井	伸二	議員
9番	嘉藤	均	議員	10番	佐藤	純一	議員

○欠席議員(0名)

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	井上	久男	副町長	和田	薫
会計管理者	鎌田	満	町づくり企画課長	栗生	貞幸
総務課長	菅野	博敏	総務課参与	東	誠
町民生活課長	鈴木	伸哉	産業振興課長	坂口	博昭
施設整備課長	大戸	基史	地域福祉センター所長	鈴木	正美
施設整備課技監	高橋	一史	総務係長	芳賀	真由美
町づくり企画課財政係長	小島	敦志			

〈教育委員会部局〉

教育長	平野	毅	学校教育課長	蓑島	賢治
社会教育課長	今西	輝代	森林工芸館長	五十嵐	勝昭
図書館長	深川	正美			

〈農業委員会部局〉

事務局長 坂口 博昭(兼)

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 菅野 博敏(兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本 間 靖 洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長 田 中 英 規

臨時事務職員 中 田 美 紀

議 事 係 長 尾 俊 輔

◎開議宣告

○佐藤議長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は置戸町議会会議規則第122条の規定によって、8番 石井伸二議員及び9番 嘉藤 均議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○田中事務局長 本日の説明員は前日のおりです。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 一般質問

○佐藤議長 日程第2 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

7番 小林 満議員。

○7番 小林議員〔一般質問席〕 通告に従いまして、町長に質問したいと思います。

地域おこし協力隊の導入についてでございますが、この制度は2009年から始まり、昨年までの6年間で全国で444の自治体が1,629人の隊員を受け入れております。ここ3年間では、年間100の自治体が入れております。総務省は、9月に任期を終えた隊員の6割が同じ地域に定着したと発表しました。回答のあった945人のうち、活動地と同一市町村に定住した人が443人、約47%。近隣市町村に定住した人が114人、12%となっています。同一市町村に定住した443人の進路は、企業者が76人の17%、就業者が210人で47%、就農者が79人の18%でありました。2年前の調査で同じ地域に定住しているとした204人は、現在も199人が定住し、98%と、とても高い定着になっております。再スタートした、20年になる置戸の地遊人制度も素晴らしい制度であり、地域おこし協力隊の先駆けのような制度として一定以上の成果を挙げましたが、昨年と今年、受け入れが全くなく、今後の展開を大変心配しております。一方、所管事務調査で訪れた喜茂別町や下川町では、地域おこし協力隊の制度を積極的に導入して成果を挙げております。

そこで、置戸町としてこの制度をどのように理解しているのか、また導入しようとしているのか、考えや計画があるかを町長にお伺いいたします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 地域おこし協力隊の制度理解と導入についてというご質問であります。議員の方からもいろいろとご紹介ありましたけれども、この制度につきましては、人口減少あるいは高齢化等の著しい地方において都市部の若者を中心として、その人材を誘致をして定住あるいは定着を図ることで、意欲あるいは能力を持った都市からの移住希望者のニーズに答えながら、地域力の維持といましようか、強化を図るということを目的としているわけでありませう。

具体的には、市町村が都市住民を受け入れて、隊員として委嘱をするわけでありませうが、概ね1年以上3年以下というような任期で、農林業の応援あるいは地域の生活支援、こうしたことを中心にして、この地域協力活動を行いながら、地域への定住あるいは定着を図っていこうじゃないかと、こういふような目的を持っているわけでありませう。北海道内での状況は、議員の方からもお話がありましたけれども、年々市町村の募集が増加しておりまして、平成26年度実績では、80の市町村で225名を受け入れております。この増加傾向は、国が当該事業をさらに進めていこうと、そうした方針もありますので、今後も続いていくんだらうというふうには思っております。市町村の募集に対する応募者の不足ということが近年見られるわけでありませうけれども、国の方ではそういう方針を持てますので、まだ続いていくだらうなというふうには認識しているところであります。

問題は、協力隊員を受け入れた場合の課題でありますけれども、協力隊員が地域おこしをすべて担ってくれるというふうな錯覚というんでしょうか、強い思いは思いとしていいんでしょうけれども、すべて担ってくれるんじゃないかというふうな錯覚を持って、隊員に対して過度な期待といいましようか、そんなふうなことも近年は特に言われているように聞いております。そうしたことから、逆に地域が動かなくなってくるというのか、そういうふうなことも協力隊員の受け入れるにあたって一つの弊害という部分で指摘されている内容であります。他にも地域における仲介役の必要性、どのような人たちが仲介役として担っていただけるのかと。これは、置戸では地遊人事業ずっとやってきてますから、そういう意味での心配は置戸町的にはないと思いますけれども、今この地域おこし協力隊を受け入れている町においては、そういうふうな仲介の人たちの必要性というか役割の大きさというのか、かなり認識しているというふうな状況も聞いています。当然ながら事業として入ってきた協力隊員に対してのフォローあるいは様々なバックアップが必要になることは当然でありますので、事前に受け入れ態勢というのをきちっと整備をして、地域が隊員に何を求めるのか、何を期待しているのか、そうしたこともきちっと明確にする必要があるだらうというふうには思います。そうした中で受け入れるところと地域とあるいは隊員との間での良好な関係をきちっと作っていかねばならないということだと思います。導入する自治体の増加に伴って、制度発足当時よりも非常に多様化してきているのと同時に課題もいろいろと抱えているということでありませう。しかしながら、ご承知のように、都市との交流人口の増加あるいは定住化ということについては、まち・ひと・しごと創生総合戦略でも大きな目標でありますので、その対策の一つとして、この地域おこし協力隊の導入について、置戸町としても前向きに考えたいと、このように思います。

これも議員の方からお話がありましたけれども、地遊人の確保がなかなか思うようにここ2年ほど進んでいないということ。また、農業あるいは林業の担い手の対策といいましようか、あるいは商店街の空き店舗の対策、こうしたことも含めて協力隊の人達に起業を目指す若者の移住といいましよう

か、そうしたことの可能性というものも探してみたいなというふうに思います。

いずれにいたしましても先程来申し上げているように、いろんな課題もありますので、関係団体との協議あるいは庁舎内部での部局間の調整というものも当然必要でありますので、そうしたことも含めて終極的には定住支援ということも含めて考えなければならないというふうに思っていますが、前向きに検討して受け入れることが可能であれば受け入れたいなと、このように思います。

○佐藤議長 7番。

○7番 小林議員〔一般質問席〕 非常に分かりやすく入っていただいておりますけども、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも、協力隊の導入が計画されておりますけども、これとて5年間の約束しかございませんので、結局早く導入しないと、先程言ったように、まだまだ続くだろうと言いつつ切れるか分かりません、政府の言っていることは、やはりできるだけ早く取り入れることが人口の流出あるいは抑制につながっていくのではないかとこのように考えますので、先程町長が言ったように、林業の担い手の関係だとか、あるいは農業の担い手の関係だとかっていう置戸の課題の処理に向けて、できるだけ早くそういう政策を取ることがいいのではないかとこのように思っています。まち・ひと・しごとの中でも、協力隊の導入があるんですけども、これは早くていつ頃導入するのか、ある程度期限を切ってやらないと駄目でないかと思っておりますので、その辺についてもう一度ご答弁を願いたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 先程も申し上げましたけれども、私は地遊人事業が昨年と今年と担当部局でいろいろ努力したのですが、なかなか思うような人が応募してくれなかったというのが結果であります。しかし、長い歴史を積み重ねてきた地遊人事業でありますから、何とかという思いがここ2年ほどありました。しかし、残念ながらこちらとしてもこの方であればというようなことがなかなか実現しませんでしたので、そうした意味では国のこうした地域おこし協力隊なるものが広範囲にわたって呼びかけている事業でありますので、多くの選択肢といいたまいますか、手を挙げていただく数というのは、やはり一定程度期待できるのかなというふうに思います。しかし、数だけの問題ではありませんので、先程来申し上げているように、置戸の町にとって、また来られる協力隊の隊員の人にとって、お互いがフィフティー・フィフティーといいますが、ウィンウィンの関係と言っていいのか分かりませんが、お互いが納得できるような形で来てもらうことが、将来の定住、定着にもつながっていく部分だろうと。やはりそこにはお互いの信頼関係がないと、本当の意味での事業実施ということにはならないだろうというふうに思います。しかし、いろんな能力といいたまいますか、そういうものを持っている都会の若い人たちがこうした町に来ていただくということについては積極的に受け入れたいなというふうに思います。

平成28年度、来年度はそういうことで地遊人事業に変わってといったら語弊あるかもしれませんが、地域おこし協力隊の方に少しシフトをして何とか人を確保したいなというふうに思っております。ただ、この協力隊の人たちも2年あるいは3年で任期がくるものですから、いろんな町を渡り歩いているという話もよく聞くわけです。こういうことになっていくと、いかがなものかと心配もするわけですが、そうしたふうにならない、来ていただく以上は置戸の人たちときちんと交わりをもって、置戸の町のために汗を流してくれるようなそんな関係も含めながらこの隊員について探していきたいと

いうふうに思いますし受け入れたいなと、そんなふうに思っています。

○佐藤議長 7番。

○7番 小林議員〔一般質問席〕 いろんな話が出ておりますけども、来年からそういうふうにシフトをしていくというようなことですので、分かりました。それで、まず受け入れの段階で一番問題になるのは、住宅の問題だというふうに思います。本人の希望によっていろいろ違いますけども、やはりそこでそういう働き方をするようになれば、住宅の確保あるいは就職の支度金の問題あるいは体験の問題だとかいろんな問題があるので、ある程度この地域にはこういう課題があるよと。こういう人を探していますということで、ネットや何かでも早く拾わないといい人が沢山来ないだろうというふうに思いますので、その辺も含めてその体制を十分早く受け入れ態勢の整備をしていただければ、そういう人が当然来るのではないかと思いますので、その辺に向けてもう1回答弁をお願いいたします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 議員のおっしゃるとおりだというふうに思っています。やはり人を探すというのはそういうことだと思います。今、ご意見いただいたことを十分私共として受け止めてスピーディーに進めていきたいと、このように思います。

○佐藤議長 4番 佐藤勇治議員。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 町長に、TPP交渉大筋合意に伴う本町農業の将来の影響と振興策について伺います。

TPPの締結に向けた交渉は、2010年3月から始まり、交渉当初は日本が交渉に参加するかどうかは決まっておりました。従いまして、国民の関心もそれほど高くはなかったのでありますが、2013年2月に安倍総理が交渉の参加を表明し、これ以降一気に国民の関心も高まり、政府においても匿名のTPP担当大臣を配置するなど、最重要課題として取り組んできたところであります。その後、交渉を重ね、本年9月30日から10月5日までアメリカのアトランタで開催されました閣僚会合で、太平洋を取り巻く12カ国による大筋合意がなされたところであります。

合意内容では、日本が聖域とされる重要品目については、一部の品目で関税が撤廃される他、関税の大幅な削減や輸入枠の設定など、譲歩も目立っているとされております。この大筋合意の後、国内においては、とりわけ農業王国北海道におきましては、大きな驚きと波紋を広げていることは承知のとおりであります。一部報道によりますと、将来担い手にどういった影響を与えるのか具体的に見えない、あるいは畑作におきましても酪農畜産におきましても、規模の拡大や新たな投資はためらう、そういった声や具体的に確実性のある見通しを示さない限り農家の不安は募るばかりだと、こういった意見が多く出されており、本町の生産者におきましても同じような声が伺えます。

さて、井上町長におかれましては、この大筋合意を急きよ高橋知事を先頭に、市長会、町村会、農業団体、漁業団体など、北海道の各界代表者の一員としてTPP国内対策に十分な配慮を求めるための中央要請行動を行ってきたところと、過日の4地区の地域懇談会の席上で町長の方から報告を受けたところであります。この大筋合意を受けて10月6日、安倍総理の記者会見がありました。それで、総理の記者会見の中身についてですが、農家の皆さんの不安な気持ちに寄り添いながら、生産者が安心して再生産に取り組むことができるよう万全の対策を実施していく考えでありますと、このように

述べております。もう一度繰り返します。10月6日の安倍総理の記者会見では、農家の皆さんの不安な気持ちに寄り添いながら、生産者が安心して再生産に取り組むことができよう万全の対策を実施していく考えであります。このように総理は述べております。この発言は、日本の農業をしっかり守っていくことを明らかにした極めて重要な発言であると私は認識いたします。

さて、このような状況下にあつて、今後、本町の基幹産業、とりわけ農業分野におきましては、どのような影響が想定されるのか。あるいは、これらの影響に対し本町農業を持続的あるいは安定的に推進するための方策として、どのように進めていくのか町長の考えを聞きたいと思えます。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 初めに議員の方から、大筋合意に伴つての本町農業への影響、将来への影響ということでのご質問でありまして、大変大きなテーマでご質問いただきました。最初に、国の大筋合意での関係でのことでもありますので先に申し上げたいと思えます。

議員からもお話がありましたけれども、平成25年3月にTPP協定、ここに参加をするんだという表明がありました。そして、今年の10月5日にアメリカのアトランタで開催されました閣僚会合において、大筋合意がなされたわけであります。今回の大筋合意によって、日本が輸入している2,328品目、これが農林水産物の品目でありますけれども、このうちの約81%にあたる1,885品目で関税が撤廃されるということでもあります。また、特に影響が大きい重要5品目については、除外することを国会決議したわけではありますが、この重要5品目における関税分類上の細目ということになりましようか、これが586品目あるんでありますが、このうち、174品目の関税が撤廃されて残りも関税が削減をされていくというふうに言われております。

そこで、大筋合意による農業への影響でありますけれども、農林水産省においては、この農作物への影響分析が過日発表されたわけでもありますけれども、その内容からは、TPPによる影響というのは限定的なんだと、農業への影響というのは軽微なものなんだと。従つて、国内対策の実施でそうした心配といたしましようか、懸念材料といたしましようか、そういうことについては払拭できるんだということが農林水産省のコメントといたしましようか、見解といたしましようか、そういうことでもあります。しかし、これらの作物の中には2年前の交渉参加の時に、壊滅的な影響ということを見通したものもありました。従つて、大きく変わる農林水産省の評価といたしましようか、これについても疑問を禁じ得ないというふうにも思っている一人でもあります。これらの分析について過小評価というふうには指摘をする沢山の有識者もいるということでもあります。これは、議員の方からもお話がありましたけれども、おっしゃるとおりだというふうには私を感じているところであります。今回の合意内容というのがそのまま批准されて発効された場合、本町の農業のみならず、第一次産業が主産業である北海道全体に及ぶことでもありますけれども、その影響は非常に大きなものがあるだろうというふうにも思っております。特に、本町農業の約半数を占めている畜産あるいは酪農経営においては、規模拡大によるコストダウンというのが限界にきているというふうにも言っていると思えます。そういう状況の中で、やはり経営安定対策の強化ということが、そうしたことがどれぐらいできるのか、財源措置も含めてでありますけれども、まだそうした具体的な対策といたしましようか、そういうことが示されていないだけにいろいろと心配をしているところであります。

議員の方から、そうした状況の中で対策をどのように進めていくのかというようなご質問だったと

と思いますが、政府あるいはＴＰＰ総合対策本部、ここが１１月２５日に総合的なＴＰＰ関連対策としての対策、政策大綱というものが発表されました。農業分野における内容について重要５品目を中心とした経営安定対策の強化というものが打ち出されているわけでありますけれども、その一方でそれ以外の品目では生産性の向上に軸足を置いた体質強化、そうした対策だと言っていいと思うのですが、国の方で言っている、いわゆる攻めの農業ということへの転換ということを柱とした基本施策ということが示されたわけであります。

先程も申し上げましたけれども、具体的な施策というのはまだ分かりませんが、本町にとりましてそうした大綱に基づく具体的な施策が私共の町にとって有効なものだとあったとすれば、それは積極的に活用していく必要があるだろうと、今そんなふうにも思っているところであります。特に、霞ヶ関ではＴＰＰが発効されたかのように、そんなふうにも思うくらい私には映っております。しかし、アメリカは大統領選挙のこの絡みもあるからでしょうけれども、民主党も共和党も反対だというふうにも言っているわけであります。アメリカ主導で交渉がやってこられたＴＰＰの問題でありますから、アメリカの政治の舞台といえましょうか、そのことによってこの問題も少なからず動いてくるという要素があるようにも感じますけれども、しかし、これだけの国が集まっての会合でありますから、私なんかはどうこうというふうにも申し上げるにはあまりにも口幅たいわけでありますけれども、しかし、お互いが農業や林業や水産業が中心になっている国にとれば、国のまさに利害関係のぶつかり合いでありますから、そうした意味では一定程度の合意に達しておりますけれども、まだまだそういう意味での波乱含みがあるんだらうなというふうにも感じております。ただ、私は非常に心配しているのは、先程議員の方からお話がありましたけれども、私も北海道町村会の代表として知事に同行いたしました。知事の方からは、北海道として大変大きな影響のあるＴＰＰの問題でありますので、政策大綱を作り上げ、あるいは、発表する前に北海道としてもいろいろと提案をし要請活動も積み重ねてきたようであります。そんなことも含めてかなりの部分がこの大綱に謳いこんでくれたというような思いで、知事や北海道議会の議長はそういう発言もあったことも事実であります。しかし、霞ヶ関がこのＴＰＰの問題について、いかにも終わったという表現がいかがなものかという感じはしますけれども、現場の方とあまりにも温度差といえましょうか、認識の違いがあまりにもあるということだと思いません。

議員の方から、安倍総理が不安な気持ちに寄り添いながらというようなお話がありました。これだけ現場サイドが不安な気持ちを持っている中で、どうしてこのような表現ができるのかというのは率直に申し上げて、私共小さい町に住んでいる者として、また、基幹産業が第一次産業だということからしますと、これだけ心配しているものに対して、本当にそういうふうにも言い切っているのかという私なりの疑問を率直に言って持っております。しかし、こうしたことがいろいろとありますけれども、これからという部分については私共としては、きちっと考えていく立場でもあるというふうにも思っております。時間が十分にあるというふうには言えませんが、この置戸町の基幹産業である農業の将来というものを考えた時に、このＴＰＰへの対応というのは、当然ながらでありますけれども簡単に考えるわけにはいきません。生産者あるいは担い手にとりましても、将来にわたって期待の持てる成長産業ということになるための施策というものを各関係団体とも十分協議をしながら、その方向性というものをきちんと見定めて中央に、あるいは、北海道にも要請していく必要があるだろう

うと、このように思っております。

そうした中で、本年10月に設立をいたしましたけれども、農事組合法人の勝山グリーンファームのような、全国に先駆けてと言ってもいいと思いますが、大型の法人化が立ち上がりました。集落営農を活用した効率化を進める、あるいは体質強化というものも、そういう手法もあるというふうに思いますけれども、この小さな町で法人化、しかもこれだけの法人化を立ち上げてやろうという状況があるわけでありまして、こうした人たちにとってもこのTPPの問題、少なからずというよりは大きな影響もありますので、行政としてもきちっと支えていかなければならないというふうに思います。また、よく言われるわけでありましたが、農業あるいは食料の未来というものを考えた抜本的な対策として、以前から申し上げておりますけれども、欧米並みの直接支払いによる農業所得のセーフティネット、こうしたものもきちっと形成していく必要があるんじゃないのかと。もちろんこれだけのものになりますと、一自治体がやれるというようなことではありませんけれども、しかるべき国の機関に対して、こうしたことでの要請もしていきたいと、このように思っています。

ただ言えることは、今までのような農家に対する保護政策ということについては、限界があるというふうに思わざるを得ません。ですから、従来の農家に対する保護政策ではない、国民の食糧確保という観点から、食糧の安全保障政策としてきちっとした政策確立を法制化するというのをこれから求めていきたいというふうに思ってますし、このことが非常に重要になってくる大きなTPPの問題において大きなポイントになってくるだろうというふうに思っております。当然ながら、本町だけでこうした問題に対して決着できるものでもありませんので、地方6団体はもとよりでありますけれども、農業団体あるいは関係する団体とも連携を強めながら要請活動も今後興していきたいと、そんなふうに思っているところであります。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 農業という本当に大きな課題といえますか、問題についても、総論的な話をさせていただきました。生産者の一番近いところにいるのが現場の市町村長あるいは各団体の長であります。そんな中で、東京の方、霞ヶ関とそういった温度差があるというお話がありました。

それで、今までは総論的なお話だったんですが、各論として町長の思いがありましたら伺いたいと思いますが、1993年、今から22年前になるんですけど、ウルグアイラウンドの協定合意があって米が開放されたという大きな日本の農政の転換期があったわけなのですが、その時の鉄を踏まないということで、これはまさしく新聞報道でも出ていましたけど、8年間で6兆100億円の支出をしたと、国の税金を投入したと。その中の反省の声として、当時の谷津、元農林水産大臣ですね、その人がある後援会での新聞の記事だったんですが、これだけの6兆100億円の支出をしたが、現実には効果は2兆円にも達成しない、ただお金を出せばいいものではないと。生産対策よりハード事業に趣をおいた結果、このようなことになったという反省の声として載っておりました。この6兆100億円の内訳としては、農業農村整備に、農地とか排水路の整備ですけど、それに3兆1,750億円。そして、農産物の出荷施設、こういった農業改善事業に1兆2,050億円ということで、おおよそ4兆3,800億円、農業の予算として使った。しかし、その他の農業とは無関係な施設にも使われたと、そういったことの強い反省の声が新聞記事に載っておりました。非常に危機感として今回のTPPの関税の撤廃というか、それらに対する危機感として農業者が持っているのは、国は対策はする

んだけど、結局どこに対策したお金が農業者の懐に入ってきているのか、生産の安定のために、あるいは、所得の安定のために何処にいったんだろう、そういう疑問の声が挙がっているということが新聞に載っておりました。

今回、このTPP対策については、国の関連政策大綱が出たわけですけど、具体的な数値は出ていませんけど、今政府の方では、この予算にこの対策として総額3兆数千億円も27年度の補正予算をこれから組もうとしております。まもなく閣議決定されるわけですが、1月14日から通常国会でこの補正予算が審議されるわけですが、この中でも3兆数千億円の補正予算の中でもTPP対策予算は、3,000億円程度という報道でございます。一方では、この予算が来年度の選挙対策にもなっていないかという、そういう陰の声も聞こえるわけですが、単発的な新の生産者の、単発的ではなく本当に新の生産者の経営安定に資する、また、先程町長も言うておられましたけど、将来が展望できる農業に対する対策費であってほしいと、その声が本当に生産者の生の声だと思うんですね。必ずしも前回のウルグアイラウンドの6兆円の予算がすべてが無駄だったかという、そうではありませんが、一定程度農業者に新の生産者の経営安定に直接結び付かなかったことも沢山あったのではないかという反省の声でした。今回は、これから新しい年度の予算も含めて、政府の方から示されてくると思うのですが、そういったことをしっかりと生産者に経営安定のために、あるいは、将来の担い手のために展望が開ける農業予算であってほしい、そんなところを望むところです。

実は、12月3日、管内の9団体、これはオホーツク活性化期成会も構成メンバーになっていると思うんですが、その中でTPP対策に関する連絡会議、幹事会が開かれたということで、これも新聞報道がありました。この中では、農業、林業、水産、各業界の代表者から、今後も国には長期的対策を強く求めたいと、そういった声が強くあったようであります。当然の話だと思います。そんなことで、これから国に求める生産者の一番近いところにいる自治体都市ですね、本当に生産者のためになる予算であってほしいと、そういうことが望まれます。

それで、これに対する町長の考え方がありましたら伺いたいのと、もう1点は、当時、堀知事の時代だと思うのですが、今も続いているのかもしれませんが、いわゆるパワーアップ事業というのが北海道と各市町村が組んで生産者の負担軽減のための5%の最終末端は、5%の負担ということで土地改良事業から生産設備からいろんな事業が国の事業に対して補助残の、道と町が補助残を負担しながら、最終的には生産者の負担が5%になる、そういった事業がパワーアップ事業がなされたことがありました。現在もついているのかどうか分かりませんが、今後こういったことが本当に足腰の強い、攻めの農業だとか、そういった足腰の強い農業を展望するんだったら、あるいは、そういったことを展望するのであれば、この事業もさらに再構築する必要はないだろうかという私の考えであります。このパワーアップ事業についての町長の考え方と、このためには当然財源が必要になってくると思いますが、当時もそうでしたが、農業振興基金を積み立ててその中から財源を充当してきたというそういう経過もありますので、この辺のこの考え方ですね、どのように町長お考えなのか、あれば示していただきたいと思っております。

○佐藤議長 佐藤議員、質問の趣旨から少し変わってきていると思っております。それと、もっと簡潔に発言をお願いいたします。

町長。

○井上町長〔自席〕 最初にパワーアップ事業の関係ですが、このTPPの問題が具体的にアトランタでの会合が開かれる前に、昨年になると思います、道の方にはぜひパワーアップ事業は継続するよという事で私も申し入れしてきました。多分やると思います。やると思いますが、今までのようなパワーアップ事業という事業名といたしまして、これには他の産業の方からいろいろと意見がありますので、多分事業名は変わるんじゃないかと思えますけれども、事業としては継続されるであろうというふうに思えます。具体的な細部の件については、まだ明らかになっておりませんが、知事は継続してやらなければならないですよというふうに言っていますので、多分28年度も続いていくだろうと、こういうふうに思えます。

それから最初の方のことでありますけれども、93年にガット・ウルグアイラウンドがご承知のように妥結していきました。私は、ある種今よりもTPPの今よりも、現場といたしまして、危機感が強かったように思えます。しかし、そうした中で、今TPPの問題が出てきた時に、ガット対策として6兆円を超える対策を講じた。しかし、これはどうも現場の方に農業者の方にあまりいかなかった。農業土木の方に多くの予算はいったんじゃないかと。時の政権と今の政権と同じなわけですよ。私は、その時代、その時代といたしまして、その時々でいろんな背景の違いがあると思えます。ですから、農業土木のそういう会社の方にいったんじゃないかという指摘ありますけれども、しかし、基盤整備がそれで一定程度進んだということも事実としてあると思えます。昔やったことに対する反省はもちろん必要でありますけれども、そのことがいかにも間違っていたようなことで、あまり議論のすり替えというのは、いかなものかなというふうに思えます。しかし、当時は間違いなく6兆円を超えるガット対策だったと思えますけれども、今示されているのは、GDPの4割程度が示されているわけですが、これは農業予算、平成27年度の補正予算と28年度の新年度の予算とも大きく関わってくると思えます。補正予算は、今月の18日にある程度決まると思えます。28年の新年度の予算は23日か24日だったと思えますが、そのころに明らかになっていくと思えます。ただ、心配しているのは、この補正予算と28年度の当初予算とごっちゃにされて使い分けされていった時に、何となく総額が減ってしまうんじゃないかと、減らされてしまうんじゃないかと、実はいろいろ心配しております、今関係団体の人たち上京しております、その辺のことをきちっと確保するべく中央に要請している段階にあります。私共は、特に北海道は半分は冬でありますから、できれば当初予算にこうした農業予算については計上してほしいとずっと申し上げてきているわけでありまして、そのことは何ら変わることはありませんけれども、しかし、それだけを中心にして要請すると、それじゃあ補正予算いらんのかというような言い方も出てきますので、その辺の使い分けといたしまして、そんなことも私共としては念頭に置きながら要請していく必要があるだろうと。また、そんなことで中央に対してやっているわけでありまして。

いずれにいたしましても、近々年内に明らかになっていく27年度の補正、28年度の予算、これらについてきちっと見ていかなければなりませんし、そのことよっての年末になりますけれども要請活動も出てくるであろうと、こんなふうに現段階としては思っております。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 年明けまして、農業振興基金の運用の委員会を開きたいというふうに思っております。今、1億数千万円あると思えます。ただ、このお金については、先程申し上げましたけれども、

勝山グリーンファームの本拠地が勝山になると思います。本社も旧勝山公民館になると思います。いろいろと支援していくということも申し上げてきております。そうした中で、皆さんのご理解もいただかなければなりませんけれども、現在の農業振興基金を使って施設の改修等含めて考えている段階であります。積み増しをするかどうかというのは、財政当局とも十分協議をしながら検討したいと、このように思います。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 簡潔にお聞きします。私は最初は、酪農畜産の振興策についてということで最初考えていたのですが、話が大きくなりまして農業全体の話になりました。それで、現状の本町の酪農畜産の推進ということで、ハーベスター組合の統合だとか、あるいは法人化。課題として、TMRセンターのさらに数箇所設ける構想だとか、あるいは、こういったものに対するコントラの導入。それから、今年の予算で国の予算で酪農家が1軒、ロボット搾乳機を導入したと。そして、今後こういったことも将来的には大型化する上では必要になってくるのではないかと思います。こういったロボット搾乳機の導入に対する支援だとか、あるいは、先程小林議員も言っていました、労働力の確保ということでは、一方では外国人の研修生の導入というものも酪農家の中では考えて、現実に来ているのかもしれませんが、そういったことも今酪農家の中では検討されています。このようないろいろ課題がある本町の酪農畜産の展望といいますか、振興策として具体的に来年度の事業に向かって、今言った他にもあれば示していただきたいと思うのですが、そういったことを具体的に動いているものがあれば知らせていただきたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 いろいろとお話ありましたけれども、来年は私の改選期にもあたりますし、骨格予算になると思います。

従いまして、この段階において今申されてことに対して具体的に補助といいますか、そういうことをやる用意があるのかどうかというのは、なかなか発言としては控えたいというふうに思います。ただ、議員の方からもお話がありましたけれども、従来の機械化されてきている農業というのと、同じ機械化でも大きく変わってきていると思います。大きな酪農家には、今お話がありましたけれども、人に代わってロボットが搾乳をやってくると。トラクターの運転も人に代わってGPSなるものがきちっとやってくると。しかもそれが少しずつでありますけれども、置戸の中で普及してきているわけであります。

議員の方からもお話がありました、TMRもこれは新しい話ではありませんけれども、コントラクターなる農業経営の形態を少しずつ変化させていく、こうした問題も置戸の農業にとっても当然ながら、真正面から考えていかなければならない形だと思います。そうした意味では、新年度あるいはこれからの農業予算の作るにあたってはと言った方がいいのでしょうか、そうしたことも考えていかなければならないというふうに思います。しかし、それらとても現場で行う農業者の人たちがきちっとそうした認識を持っていなければ、どの機械化も必ずしも有効なものにはなっていないということになりますので、十分現場の人たちと農業者の人たちと、そうした問題について協議をしながら進めていかなければならないというふうに思っていますので、そうした意味での協議の場といいたいでしょうか、懇談の場というのは、これからもいろいろとやっていかなければならないことであろうと、こう

いうふうに思います。もちろん農業者だけじゃなくて、農協等のそうした団体も含めてそうした場をつくっていききたいなど、そのように思います。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 来年といいますか、来春は町長選挙があって、町長の政策的なことは、この場では申し述べられないということでしたので、それ以上お聞きすることにはなりませんけど、いずれにしろ、こういった生産者の現場の声として、早くこの辺のことを整理して、加速して、畜産クラスター事業というんですか、全体をまとめる、そういった推進事業を進めていくべき時期にきているのではないかなという判断をしております。今年は、平成27年度は、勝山グリーンファームの法人化ということに、農協の方も主力を置いたということで、当然行政側もそうだったんだろうと思いますけど、これが一定程度軌道に乗りますと、酪農畜産の方にシフトしてこういった諸問題を解決といいますか、推進していただきたいと思います。

最後になりますけど、先程、町長が触れていましたけど、食の安心、安全、いわゆる安全保障というものは、国そのものが考えるべきものだということをおっしゃいました。まさにのとおりだと思いますし、ただ、世界の農業保護政策を見ますと、アメリカにおいてもEUにおいても、基本的にはこういった農業に対する保護政策というのは自主的にはやっているわけですね。アメリカは、1993年に農業創生法を立ち上げて、それからずっといろんな法の展開の中できているわけですけど、基本的には、アメリカも農業に対して保護政策をとっている。EUは、町長も申し上げたとおり、直接保障制度ですか、そういったことで農業を保護しているという、それぞれの各国が事情に応じた農業政策をやっていますので、日本も本当に関税なしでこういった農業政策ができるのかどうか。関税自主権と治外法権は、法治国家の形成する上でも必要不可欠だといわれていますので、ぜひこのことを踏まえて生産者と一番距離の近い我々が一緒になって考えて、まさに農業、林業をわが町の基幹産業を振興させることは、今言われている地方版総合戦略の原点ではないかと思います。安倍総理は、日本の伝統的な美しい田園風景を残すということを申していますので、そういったことを含めて今後もぜひ現場の声として中央に届けていただきたいと思います。以上で、私の質問を終わります。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 先程も申し上げましたけれども、いろんな問題について法制化されるということは、私はいいと思います。ただ、時の勢いだけで法制化されて、その方法が必ずしも有効に働かないといいたいでしょうか、将来に禍根を残すような法制であれば、これまた別な問題として残ると思います。そうした意味では、法制化されることがすべていいというわけにはいかないと思いますけれども、しかし、国の法ではできるだけそうした問題について法制化していくという動きであることは間違いのないと思います。それだけに、私共としてなかなか情報がタイムリーにキャッチできない面もありますけれども、やはり関心を持ってといいたいでしょうか、注視をしていくという必要性は極めて重要だというふうに思いますので、そうした情報がこの置戸の中で共有できるような、そんなことも必要なことなんだろうかと、そのように認識をしてこれから置戸の農業というものについて考えていきたいと、このように思っています。

○佐藤議長 ここでしばらく休憩します。11時から再開します。

休憩 10時38分

再開 11時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番 高谷 勲議員。

○3番 高谷議員〔一般質問席〕 通告に従いまして、町長に質問をいたします。

町長の4期16年間の総括と、来年5月に行われます町長選挙について出馬の意思について伺います。平成12年5月に大変厳しい選挙戦で、わずか29票差ということで対立候補に勝ちまして6期24年間の齊藤町政を引き継いで以来、町長として早いもので4期16年を迎えようとしております。

そこで、町長に、この16年を振り返り、歩まれた井上町政の総括を伺いたいと思います。町長が就任をされました平成12年には、第4次の総合計画がスタートしました。こどもセンターどんどろ、統合小学校の建設等、162億円のメニューが示されました。また、平成17年には、訓子府町との合併協議が白紙に戻され、置戸町が置戸であり続けるための単独運営計画が示されました。また、同年には、置戸町生涯学習センターがオープンしております。18年には、ふるさと銀河線が95年の鉄道の歴史に幕を下ろして廃止となりました。そして、バス転換がなされました。19年には、勝山温泉ゆうゆの指定管理者制度がスタートをし、本年4月には指定管理者の辞退により、長期休業に入っております。20年4月には、こどもセンターどんどろがオープン。21年には、統合小学校が開校をし、勝山を除いた3校が統合し一つとなりました。また、中学校の大規模改修、両老人ホームの民営化あるいは生活基盤整備として水道の施設改修や統合等の数多くの事業に常にその先頭に立ち、その主案を振るってまいりました。

今回、4期16年を終わるにあたりまして、この16年を振り返り、その思いを伺います。合わせて、来年4月には町長選挙を迎えるにあたり、5期目の出馬について、その意思を伺います。置戸町は、第5次総合計画の後期計画に入っております。遅れています、銀河線跡地の木道プロムナードの問題あるいは休止しております、勝山温泉ゆうゆの再開に向けての大規模改修と指定管理者の問題、役場庁舎、スポーツセンターの耐震化の問題。先般、境野の懇談会でも議題になりました、境野公民館と消防番屋を含めた改修あるいは建て替えの問題。そして、先日5日に妥結をいたしました、TPPに対する置戸町の基幹産業であります農業に対する支援対策など、多くの問題がある時に優れた指導者が必要であります。長年、置戸町の運営に携わってまいりました、井上町長の5期目に向けた意思について伺います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 4期16年間の総括と、来年5月の町長選挙出馬の意思についてというご質問でありますけれども、4期16年、まだ少し残っておりますけれども振り返り、そして総括ということでもありますけれども、率直に申し上げまして、振り返ることも総括することも、今はまだ不十分ですというふうに申し上げておきたいと思っております。しかし不十分でありますけれども、今まで進めてきた町政に対する思いというのを、率直に申し上げたいと、このように思います。平成12年6月10日に

町長としての任期が始まりました。53歳でありました。平成12年は、ご承知のように西暦2000年ということでありまして、21世紀の幕開けの時代でもありました。まちづくりは、みんなの幸せづくりということのスローガンにいたしまして、置戸で暮らす人々が美しく輝くための9つのビジョンと41の目標を立てました。就任時の記者会見で、通常質問されるのでありますが、公共事業を実施するにあたって、どんなふうを考えて展開していくのかというようなご質問があったように記憶しておりますけれども、その時、私こんなふうに申し上げていると思います。

町民生活への緊急性、また密着度の高い、密着度の高いものを優先した社会資本の整備を行うと。同時に将来の置戸にとって必要な事業というのを選択をして、そして実施をしていくというふうに申し上げてきました。そのことと同時に、就任した時に最大の行政課題は何ですかというようなご質問があったと思います。その時に私は間髪入れずに、少子高齢社会への対応だということも申し上げてきました。思いのほか早くそうした社会がやってきましたけれども、違っははいませでした。少子化への対応から、行政の選択肢の一つでもありますけれども、施設や組織の統合あるいは合併というものをやってきたわけではありますが、統合や合併というのは実現には本当に厳しいものだというふうに思います。町民はもとよりでありますけれども、関係者に理解を得るには、丁寧な説明と時間と同時に大きなエネルギーが必要だというふうに今も思っております。保育所あるいは幼稚園の統合については、制度ができて間もなかったわけではありますが、認定こども園の制度を活用して、一元化施設としての、現在どんぐり、通称どんぐりというふうに言ってますが、これを平成20年度にオープンしました。また、小学校統合は、翌年の21年度に新校舎、また給食センターが完成をみました。保育あるいは教育環境の整備あるいは充実を図ってきましたけれども、同時に、それぞれ地元産の木材を活用した建築によって、森林林業の活性化にも一定のインパクトは与えたように思いますし、公共建築物に木材を最大限使っていくという気風が定着してきたように思います。

また、高齢者対策では、健康・福祉事業を赤十字病院や社会福祉協議会の力をいただきながら、住みなれた地域で安心して暮らせるよう、ハード・ソフト両面で意を用いてきたところであります。特に、両老人ホームは、平成24年度から社会福祉協議会を指定管理者として運営にあたっていただいています。それは、こうした施設において最も大切なことは、入所者にとって住み心地が良いということはどういうものかだというふうに思う訳ではありますが、ハード面での充実は欠かせないわけではありますが、お世話をする人的要素が最も重要であるというふうに思います。同時に、施設の運営には、柔軟性を持って運営を目指していかなければいけないというふうに思っております。

また、町民にとって必要不可欠な医療体制としての赤十字病院には、地域医療の推進にかかる経費を支援しておりますが、最大限の協力もこれからも惜しまないと、そんな思いであります。社会資本整備の全般についてであります。公共施設の建設にあたって、町民や地域の要望にも応えてきました。その時々において、社会の変化あるいは地域の変化に対応し、かつ将来においても欠かすことのできないもの、特に教育や健康に関わるものは、長期展望にたった考え方の中で投資をしていくことが必要だというふうに思っております。平成14年度に建設した、多目的交流施設げんき。平成17年度には、生涯学習情報センターを多くの図書館機能を持った施設としてオープンしました。このセンターの建設では、平成15年、16年度の2年がかりで建設した事業でありましたが、この建設にあたって、本町のような過疎地域における過疎債の適用において、国の制度に大きな風穴を開け、地

方の財源確保に大きなインパクトを与えることができました。もちろん多くの国会議員の力もいただきましたし、関係者の日本図書館協会の方々にもお力添えいただきました。小さな町で過疎債を使いながら、図書館建設をするということができませんでしたが、この置戸の生涯学習情報センターの建設を契機にして、図書館あるいは資料館、博物館、これらがこの過疎債を借りられる対象になったということでありまして、そうした意味では、単なる図書館建設ではなかったなと、センターの建設ではなかったなという、私なりに大きな思いを持っている一つであります。

簡易水道の統合事業については、ご承知のように、平成25年度から本格的な工事に着手をしまして、町内どこでも安心しておいしい水が使用できるように進めているところでありますけれども、将来に向けた安心、安全への30億円の投資だというふうに思っております。平成18年4月に残念ながら廃線となった、ふるさと銀河線については、公共交通をバスに委ねることになりましたけれども、その跡地活用を現在も進めているわけでありまして。途中になっているものも大きな事業としてありますけれども、一つとしては、公営住宅の移転場所として、まちなか団地として住む方の利便性を念頭に今後もこの団地の中に建設をしていきたいと、継続をしていきたいというふうに考えております。ソフト事業としては、個人住宅に対する改修費用の助成制度をつくりました。

高齢者をはじめ世代を問わず利用いただき、生活の利便性向上に寄与しております。加えて、本年度からは個人商店などの店舗改修にも拡大をして、商店街としての街並みへの支援や商業振興に努めているところであります。また、障がい者の拠点作りとして、私自身の長年の夢でもありましたけれども、町なかの空き店舗を購入しまして、改修後NPO法人による運営から2年が経過したわけでありまして、順調に推移をしているというふうに思います。しかし、運営には多くのボランティアの方々の応援があって成り立っているというふうに思います。支援体制を含めて、これからの運営においていろいろな課題もあるだろうというふうに思います。

基幹産業の農業、林業、林産業であります。農業では、農協が合併から10年が経過しましたが、農業への町としての独自の助成策など、振興には意を用いていきたいと、このように思っております。先程も少し触れましたけれども、本年は、勝山地区での大型農業法人が設立を迎え、置戸地域の農業の牽引役として期待するところであります。出来るだけの支援はやっていきたいと、このように思っているところであります。また、一次産品の付加価値を高める六次産業化にも積極的なチャレンジを期待しているわけでありまして、今は農業経営としての強固な基盤づくりが重要であります。林業では、新生紀森林組合の境野工場が最新鋭の機械を導入し建物の改築も行いました。訓子府町とともに支援をし、現在は軌道に乗っていると聞いているところであります。今後、森林・林業の有する社会的役割を果たすために、林業労働者の安定的な雇用あるいは増員を関係企業と協議を進めているところであります。オケクラフト事業については30年が経過し、作り手も20名を超えるまでになりました。本年は、養成塾が町内作り手を主任講師に迎えるなど、新たなスタートを切っております。産業化が進みつつあります。販売を担当していた流通普及協会は、一般社団法人に組織変更を行い、足腰のしっかりした経済活動を進めていく考えであります。

町づくりと人づくりについてであります。本年は、大正4年に分村独立して100年の節目を迎えました。町民の皆様には、一昨年から実行委員として記念事業を進めていただきました。主催で8事業、共催で24事業、合わせて32の事業を行いました。一部は、明年3月になるものもあります。

けれども、それぞれの事業において町民のパワーを感じながら、平易な言葉で申し上げるなら、みんな良く頑張ってくれたねと、そういうことを思いながら、置戸町民の底力というものを感じた記念事業であったように思います。

代表的なものとしては、OGFあるいは町民構成劇、子供たちによる100周年まつりなどは、置戸町のこれからを牽引していただける力を確信したところでもあります。このことは、多くの先達者が築いてきた歴史あるいは伝統が基になっているものでありまして、私たちはこのことをしっかりと引き継ぎ、次の世代に伝えていく役目を担っていると思います。地方自治を預かる私たちの使命というのは、町の発展と町民の幸せづくりであるというふうに考えます。全国的に人口減少社会を迎えておりますけれども、100周年を記念し次につなげる町民一丸となった力を大切にして、少子高齢化や経済の行く先々には、不安や心配などもあるというふうに思います。しかし、小さくてもそこに住んでいる人々が輝くような町、自然を大切に、人にやさしい明るい町の実現を目指すまちづくりを今後とも進めていきたいと存じます。

少し長くなりましたけれども、そんな思いで町政を進めてきました。先程も申し上げましたように、長い歴史がある学校や施設といいたいまいしょうか、そういうものを統合するということが本当に厳しいものだと思います。しかし、先に向かってやらなければならない、行政としての責任としてやらなければならないということを私なりにになってきた、そんな思いです。出馬の意思ということでもありますけれども、今は残された任期をきちんと努めることに、全力を挙げたいと、今はそんな思いであります。

○佐藤議長 3番。

○3番 高谷議員〔一般質問席〕 16年間を振り返っていただいて、相当深い思いがあるんだなというのは、非常に感じました。その都度、その都度、今年100年の歴史を刻むまでの16年のその中にも非常に多くのことが含まれていたなというふうに思います。その都度、いろんな考えに耽りながら、町長も時には涙しながら、そういう場面にも何回か合いました。それだけ町に対する強い思いがあったんだなというのは、私なりに感じさせていただきました。これまでの16年間に携わってきた事業に対しては、非常に敬意を表したいというふうに思います。あえて次のことについて触れておりませんが、言葉の端々には次に向けた思いもひとつあるのかなと、そういうふうに私なりに受け止めさせていただいて、今後に向けた課題についても少しお話させていただきたいなというふうに思います。

まず、4期目の時の抱負の中で、水道事業のことがありました。それから、中学校の時の耐震化、浄化センターの改修、それからスポーツセンターの耐震化あるいは銀河線の木道プロムナードというところが大きな事業の主体でありまして、これらについては今進行中のもの、既に改修が終わっているものもありましたけれども、これらにつけては先に向けて残された事業についても今までの思いを強く持ちながら、これからの事業にもぜひ取り込んでいただきたいと、そういうふうに思います。

それから、4期目の時の決意というところで、これは最初の時から変わっていないんだろうというふうに思うのですが、町の発展のために、町民の幸せづくりのために常に努めてきたと。ただ、この4年間の間に、実は、東日本の大震災、そういうものがございました。それを通じて、さらにふるさとに対する思いというものが強く感じられる、そのありがたさを痛感したということも述べられておりますし、町民が安全で安心して暮らせるように、心が通じ合うまちづくりを進めてまいりたいと、

そういう4期目の抱負がありましたが、ぜひこの気持ちは変わらずにもって、私としては5期目に挑んでいただきたいと、そういうことであります。長期4期ということ、以前、嘉藤議員辺りが質問されてきました。多選禁止条例なるものもありますけれども、やはりその時の一番そういう思いの強い人、そしてその力が発揮できる方がその務めを果たしていただきたいと、そういうことでありますので、それに代わる方がいれば今度の5月にはそういう戦いがあるのかもしれませんが、ぜひそういう強い思いを持って5期目にチャレンジをしていただきたいと、そういうことであります。

先程、佐藤議員からもTPPの話もございました。非常に私が昔関わった、ガット・ウルグアイラウンドの時のああいう失望感を改めて感じたわけでもありますけれども、これから示される国の政策によって大きく状況は変化するわけでもありますけれども、決して一過性の対策ではなくて、やはり長期的な展望にたった政策を勝ち取ることが大切であると、そういう意味でそういう力を発揮できる、そういう方が今後の町政を担っていただきたいと、そういう思いでありますので、その辺はしっかりと持ちながら今後に向けた考えを示していただきたいというふうに思います。

それから、先般の境野の懇談会の時にも話が出てきました、役場の耐震化、スポーツセンターの耐震化もありますけれども、地域から挙がっている一番大きな問題としては、境野公民館の改修の問題。この間の話の中では、コンパクトでも使い勝手のいいそういう公民館を建設する意味で新築がいいのではないかというような話の中で、そういう方向に向かっているというふうに感じたところありますので、その辺についてもしっかりと携わっていただきたいというふうに思います。合わせて、昨年の7月に議会懇談会で境野地域から提案がありました、消防番屋の部分、これは地域から持ち上がった話でありまして、それを受けて私は9月に一般質問させていただいています。それを今年に入ってからそれを受けて、境野地域の中で建設委員会というものが立ち上がりまして、地域の声をしっかりと持ちながら、その建設に向けた意見を集約し、要望を取りまとめていくというところでも消防番屋の部分含めて話はありました。ところが、懇談会の中での話については、現職の議員さんたち皆さん、その場に立ち会って聞いている話でありますから、その辺はしっかりと受け止めていただいて、今後に向けた検討として果たしていただきたいというふうに思います。いろいろ100年の町の歴史を刻んできた、これからの新しい歴史を刻む礎の一旦をさらに担っていただきたいという思いでありますので、あえてそこは5期目についてのコメントはありませんでしたけど、改めてもう一度聞きたいというふうに思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 15年と6ヵ月になるんでありますが、私今まで議員の皆さんと一般質問で答弁調整といいましょうか、すり合わせしたことがただの一度もありません。もちろん今回もありませんから、ただただ5期目に向けて頑張れというような言葉をいただきましたけれども、それはありがたく受け止めさせていただきたいと思います。それに対してのコメントはお許しいただきたいと、このように思います。

それから、境野の地域の課題としていいでしょうか、地域懇談会でもいろいろとやり取りをさせていただきました。今の公民館を使い勝手のいいものにしたいというのは、地域の人たちの共通の想いだと思います。しかし、使い勝手のよいものにするということは、コンパクトにするということも念頭に置かなければならないということと同時に、仮に、公民館と消防庁舎と境野の分団の庁舎で

ありますが、これとある程度のタイムラグがあっても考える必要性はあるんだろうと思います。従いまして、場所が問題になってくると思います。公民館の場所と同時に共有スペースが当然出てきますので、将来は境野分団の消防の分団の庁舎も公民館と合わせて、どの位置に建てるのが有効なのかということを念頭に置いて決める必要があるだろうと。これは新築をするという前提の話ですけども、そういうものだと思います。従いまして、地域懇談会でも申し上げましたし、地域の方々もご理解いただいたというふうに思っていますが、地域の人たちの相違としてこの場所に新しく建てるんだったら新しく建てるんだというものを行政側と一緒に決めてしまおうという考え方に何ら変わってはおりません。昨日も不幸にしてといいましょうか、お通夜もありました。とても大きな人の集まりだったというふうに思います。ただ、それだけでこの構造のスペースが必要だというふうに言い切ってしまうといいのかどうかということもあると思います。もちろん大は小を兼ねるという昔ながらの言葉もありますけれども、しかし、時代がこうした時代でありますから、やはり先に向かって、やはり皆で歩み寄るといいましょうか、そうした大きな勇気も私は必要だというふうに思います。しかし、先程来申し上げているように、やはりお互いがそのことを認め合っの町政だろうというふうに思いますので、その辺のことについての時間はいくらかかってもいいというふうに思っています。しかし、今まで地域の方々を中心になってどういう公民館がいいのかと、公民館の有りようというものも含めて何回も地域で検討を加えてこられたということもお聞きしておりますので、そうした声に、その声を大事にしながら行政側としても考えていきたいと、このように思います。

○佐藤議長 3番。

○3番 高谷議員〔一般質問席〕 今、境野公民館の話は地域の中でも非常に大きな課題として、やはりそういう手続きとして地域住民の意見を集約してと、そういうことで手続きを踏んできました。言葉を選んでますけど、この間の懇談会のやり取り自体は、非常に私としては憤っている部分ありますので、ここは整理してきちっと考えていきたいなというふうに思います。

今回、質問させていただいて、過去、齊藤町長が6期24年間の節目として最後の時に、12月に一般質問で同じ質問をされた時には、はっきり引退をすると、そういう名言をされています。そういう意味で、今回町長からそういう名言がありませんので、それを受けた中でこちらなりに判断をして次の町政の活躍を期待したいというふうに思いますし、これからの手続きとして、町長は後援会との協議もありますし、そういったことをまず手続きを踏んでいただいて、5期目に向けた決議をしていただきたいと、そういうことを申し上げまして質問を終わらせていただきます。

○佐藤議長 6番 岩藤孝一議員。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 通告に従いまして、町長に2点ほど質問したいと思います。

まず1点目、置戸市街地区の土砂災害警戒区域指定と今後の対応についてということで質問したいと思います。

6月定例議会において阿部議員が、土砂災害防止法の改正を受けての広島県の土砂災害の事例を挙げ、置戸市街地バイパスの上の民有林の伐採を受けての災害防止について質問したと記憶しております。町長の答弁としては、置戸町内における警戒区域等の指定ということについても急がねばなりませんし、危険区域内の住民に対する啓発活動あるいは非常時に備えた避難態勢の整備など、防災体制の強化にも努めていかなければならないというような答弁をしているところでもあります。

そこで今回、改めて伺うわけですが、土砂災害防止法の改正を受けての置戸町地域防災計画の前面改正を昨年度行ったというふうに認識しておりますが、その中で先日、9月15日に、オホーツク振興局からの説明会が消防庁舎2階で開催され、土砂災害警戒区域、その警戒区域の中でも急傾斜地としての既に指定されている西町に加えて、旧国栄町内、それから心和町内、そして中央町内が土砂災害警戒区域。中央町内に関しては、土石流という扱いになるそうですが、その指定を受ける見込みであるとの報告でありました。そこで、2ヵ月後ぐらいには、間違いなく指定区域に指定されるということでしたが、道の方のその後の経過と本当に指定区域として指定されたのか。また、されたのであれば、町として今後の対応についての町の対応についてお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 置戸市街地区の土砂災害警戒区域指定と今後の対応についてということですが、本年度予定しております、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定にあたり、本年9月15日に、土砂災害警戒区域指定にかかる説明会を開催いたしました。ご案内のとおりであります。指定は北海道が行いますが、事前に区域内の住民あるいは事業所の方々のご意見を伺った上で指定を行うこととなっております。説明会では、北海道の基礎調査の結果あるいは区域指定の必要性、さらには指定後、町や住民の皆さんが行うべき防災の取り組みについてお話させていただきました。その後、北海道からは10月28日付で指定についての意見照会がございました。町としては、説明会でいただいたご意見と、今後の対応策などを協議した上で、皆さんからご理解いただいたものと判断をいたしまして、11月5日付で、指定については支障ありませんと回答したところであります。なお、指定区域内にあります林業関係の大型法人の所有地については、別途、北海道から意見照会中であり、すべての関係者との意見調整終了後、概ね2ヵ月程度で指定を終える予定と聞いております。

置戸町の今後の対応についてご質問をいただきましたが、指定後に警戒区域ごとの土砂災害に関する警戒避難体制あるいは区域内の病院、福祉施設と連携して、災害時の要配慮者に対する情報伝達体制の整備を図ってまいります。また、指定区域の地域防災計画への登載あるいは指定となった区域を表示した土砂災害ハザードマップを作成して、対象となる皆さんに配付をする予定であります。さらには、昨年、指定区域の住民を対象とする、防災訓練、避難訓練でありますけれども、この防災訓練なども定期的に行って、防災意識の高揚と防災体制の強化に努めてまいりたいと思います。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 今、町長の答弁で、10月28日付で道より連絡があり、11月5日付で指定について町としては了解したという答弁がありました。その中で、指定という言葉の中に、俗に言う、イエローゾーンということとレッドゾーン、警戒区域という呼び方と、特別警戒区域という2種類の呼び方があるようですが、その指定の種類ですね、イエローゾーンになるのかレッドゾーンになるのか、その辺りはっきり分かりますか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 レッド区域もイエロー区域もあるんだと。私が説明するよりも担当課長が説明した方がよろしいかと思っておりますので、今説明させます。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 ただいまご質問いただきました、現在指定について北海道と協議をしている

今回の3箇所につきましては、警戒区域と特別警戒区域、両方ございまして、すべて一緒に指定をされる予定となっております。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 3箇所といいましたけれども、旧国栄町内、それから心和町内、中央町内の中央の川、沢ですか、その部分のみ3箇所だというふうに思いますが、イエローゾーンとレッドゾーンが両方指定されているということですよ。イエローゾーンとレッドゾーンの指定ということでは、レッドゾーンに指定されると、かなりの危険区域と。既存の建物まで移動あるいは建築の見直しだとか、あるいは、それを防止するためのハード的な事業ですとか、その辺もしなきゃいけないというような区域に指定されると思うのですが、その辺りいかがでしょうか。レッドゾーンまで想定していなかったものですから驚いているところですが、いかがですか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 現在指定済みの旧西町も同様なんですけども、一般的な違いでいいますと、イエローゾーン、普通の警戒区域の指定については、言ってみれば、例えば建物の構造ですとか、あるいは建てるですとか、そういったことに対する極端な規制はありませんけれども、特別警戒区域に指定をされますと、今お話ありましたとおり、建物の構造の問題でありますとか、例えば、そこに何かを建設する場合に規制が加わると、制限が加わるということになります。それから、本当に危険で移転をしなければならぬといった場合の国の支援対策なども加わってくるということになります。ただ、北海道の一般的な住宅のお話で申し上げますけども、この場所は急傾斜地区、これは通常土石流というより、落石だとか崩壊などを想定しての指定でありますけれども、この他に土石流の災害でも土砂が崩れてくるといったような現象の中で、レッドゾーンに建物が存在するということはございまして、レッドゾーンを外れて置戸の場合は、このイエローゾーンの中に現実的には建物が存在をしております。こういったことから、それらそれぞれの対応になっていきますけれども、一般的には現状の中では、北海道の建物、構造が大変いいということで、今すぐ建物に対して何らかの対策を取らなければならないというようなことは、あまり生じないという北海道の方からの説明も受けていまして、そういうような理解もしているところであります。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 今、課長、建物的なものはレッドゾーンの中、レッドゾーンという指定を受けたにしてもという答弁ありましたけれども、この間の説明会の中では、単純に中央の沢、川の氾濫した時も、土砂の行方というものの範囲ということで、完全にハザードマップを置戸の新しいやつですけども、避難場所としてぽっぽが指定されているのですが、ぽっぽまでも土石流がくるといような想定をされておりました。その説明会の中では、これでは完全にマップは作り変えなければ、ぽっぽは避難所にならないぞというような説明でありました。それに合わせて旧国栄町内でいうと、一番災害に対して本丸である、消防庁舎もその区域の中に入っているというふうに思います。消防庁舎が入っているということは、イコール、この役場庁舎も入っております。災害が起きた時に、防災無線がどうのですとかいろいろ言うわけですけども、本丸の消防庁舎、それから役場庁舎、ここがまず機能しなくなった場合には、防災無線も何もかもあったものじゃなくて、やはり機能不全といいますか、町自体がとんでもないことになるのかなというふうに思います。それは、広島の平成14年

の災害の件もいろいろネット上で見てみますと、本当にたかだか1時間ぐらいの大雨で災害が起きているという状況であります。そういったことを踏まえまして、今レッドゾーンに指定されるというようなことを聞きましたので、とても不安になっているのですが、その辺りどう考えたらよろしいのでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 確かに、こういう問題についていえば、先々を考えなければならないということは当然のことなのですが、しかもレッドゾーンとかイエローゾーンとかっていった時に、区域指定が正しい判断の中でイエローとかレッドとかって言っているわけでありまして、状況ってというのは何ら変わってないわけですよ。何十年も経ってきているわけですよ。ですから、現時点においてこのような懸念材料がありますよということは、私共としてはきちっと受け止める必要あると思うんですね。ですから、将来はそうした災害に対しての備えという部分できちっと考えていかなければならない大きな課題だと思います。今、議員がおっしゃられること、心配されるということが、私は否定するもの一つもありません。否定するもの一つもありませんけれども、しかし置戸の町の形成上からすると、簡単な対応でないというのは容易に考えられますので、やはり情報ということも含めて、取り分け山側といいましょうか、旧日進から始まって栄町内の方までずっと、この沿線っていいましょうか、情報の共有化を図りながら、そして将来にわたってどういう備えといいましょうか、対応を考えていくのかってということだと思います。これはある種、防災計画の大きな見直しにはなるんでしょうけれども、その対応ということになると、本当に長いスパンで考えていかなければならないんだらうなというふうに思います。ただ、そうした中で今言われる、防災無線という最も基本になる部分での設置といいましょうか、そういう場所については、あまり時間を置くことなく検討する必要があるんだらうと、このように思います。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 本当に町長言われたとおりで、今更置戸の市街地区の地形を考えてみ

た時に、どこが一番安全なのかなっていても、東側を見れば川ですし、西側を見れば山ですし、本当にその渓谷の中にあるような狭い範囲の町という、そういう形だと思います。

それで、今年開町100周年ですけども、100数十年なり人が住んで特別大きな災害もなくということで過ごしてきたということで、長期的に考えてもってというようなことも本当に理解できますし、経済的なことを考えても、今ここで消防庁舎安全なところに移せてというようなことにもならないでしょうし、役場庁舎も耐震化に合わせて新しく新築した方がいいなんていうことにもならないでしょうし、そんなことをここで町長に言うつもりもないのですが、ただ、本当にさっきから驚いているのは、レッドゾーンに指定されるってところが非常に驚いてまして、町長言われるように、自主防災組織ですか、そういうものをつくったりですとか、住民の方々にいろいろ周知してという、そういうことは本当に理解できますし、そういうことがなければ何かが起こった時にはってというのは、もちろん理解はできるのですが、レッドゾーンということで本当に救急な場合がもしかすると明日にでもっていうふうに思ってしまう、そんな時代だと思うんですよ。そういったことも含めまして早急にハザードマップの、とりあえず避難場所の指定箇所の変更ですとか、そういったものを早急に手掛

けてほしいなど、そんなふうに思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 私の記憶でいくと、30数年前からこの崖崩れについての調査があったんですよ。あんまり大きい声で言えないんですけど、こういうものを挙げておくと、地山とか、地山の北海道や国の方の事業として、そういう安全対策を講じてくれるんでないかという町としての期待感もあったんですよ。ですから、もう30数年、40年近くなると思いますけれども、その時から置戸の山側については、そういう心配があります、ありますっていうことでずっと挙げてきた経緯はあるんです。それと同時に、全国各地でこういうような自然災害が発生している中で、40年も昔の時の認識とは全く違った、もっと差し迫った認識をしなければいけないよというふうに社会全体がそうなってきたわけですよ。そういう中で、今のイエローゾーンだとかレッドゾーンとか、より危険度の差っていうのかな、この認識をみんなでしましよやっというところがここにはあるんだというふうに思います。そうした歴史といいましょうか、そういう流れがこれにはあったというふうにご理解いただくことと同時に、今議員の方から言われた、ハザードマップなるものも含めて町民の人たちにより理解を深めるといいましょうか、あるいは、そういう認識をしてもらおうということでの作業をこれからも私共としてはやっていかなきゃならないんだというふうに認識しています。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 町長、区域に近い住民に周知するという、それが一番大事なことなんだというふうに思います。その説明会に赤十字病院の事務長さんも来られておりました。その範囲当然入るわけですし、入院患者さん抱えていたり、また、災害の時の多分避難所として当然日赤というのが活用されると思いますし、また、置戸ハイヤーさんも土石流が出てくるとか、中西整骨院さんとかいろんなことが区域内であるんだと思います。その区域内の住民だけではなくて、本当にそういうような状況であるというような周知を徹底してほしいなということをお願いして1問目終わりたいと思います。

○佐藤議長 質問の途中ですが、しばらく休憩します。午後1時から再開します。

休憩 12時03分

再開 13時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番 岩藤孝一議員。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 それでは、午前中に引き続いて一般質問をしたいと思います。

1つ目の質問で課長に答弁ということで普段とは違う答弁いただきましたけれども、今これから言うことは答弁ありませんけれども、昼時間中にネットで特別警戒区域のことについて調べてみました。すぐ出てくるんですけども、かなりの制約といいますか、そういうものが出てくる地域に指定されるということみたいです。いずれきちんと担当課の方と色々な話、相談、これからに向けてしていきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2つ目の質問ですけれども、この質問は以前から何度も質問して、町長からはそれなりのいい返事をいただいているというふうに認識しておりますけれども、この問題について10月5日より試験運行としてスクールバスとへき地患者輸送車を使って試験運行ということでやっているというふうに思います。その条件としては、概ね65歳以上の方を対象にという、利用目的は問わないということをやっているというふうに認識しております。そこで、この間、町長、勝山の地域懇談会の中でも言われていたんですが、アンテナを少し高く持ってというようなことも言われておりましたが、今までの利用状況を含め、今後の本格運用に向けての考え方、方法を伺います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 地域間バスの試験運行の状況と今後についてであります。10月5日からスクールバスと患者輸送車の利用枠を拡大しまして、概ね65歳以上の方を対象として地域内交通の検討に向けた試験運行を行っております。2ヵ月が経過しております。この間の利用状況であります。スクールバスの利用者が2ヵ月間で8名、拓実方面1名、勝山方面7名という、8名であります。患者輸送車については、運行路線の合計数と昨年比で申し上げますが、10月が174人の利用、昨年と比較しましてマイナス46人、11月が151人の利用でありまして、昨年と比較しますとマイナス5人となっております。また、片道1回あたりの利用者数については、昨年は3.84人、今年が3.32人と、平均で4人を下回っております。1回の運行での最大利用者数は8人ということになっております。患者輸送車の利用人数につきましては、年々減少傾向にあるというふうに思われます。

今後の方向性とはご質問であります。まだ試験期間でありますので、利用者数も少ないこともあって、その推移をもう少し見たいというふうに思います。課題として現段階で考えられるのは、一つは、各地区から置戸市街地区への交通手段の確保ですとか、置戸市街地区にお住まいで、置戸市街地区でも中心部から比較的距離のある拓殖地区あるいは若松地区にお住まいで、特に冬期間などの移動手段に苦労されている高齢者への対応策かと思われま。

いずれにしても、いろいろな手段が考えられると思います。例えば、スクールバスや患者輸送車の置戸市街地区への利用拡大あるいはハイヤーチケット交付事業の対象者の拡大、こうしたことでの可能性、また新たな交通手段が必要かどうかということも含めての検討が必要になってくるのかなというふうに考えております。また、事業拡大に伴う運行体制あるいは車両の確保、今後の利用の推移などの課題も見極めながら、出来るだけ早い時期に方向付けをして生活者の利便性の向上に努めていきたいと、このように考えております。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 利用状況を聞きまして、意外に少なくてびっくりしたんですけども、町長先程も言いましたけれども、アンテナを少し高く立ててというようなことでいいですよと、僕の知っている限りとか理解している限りでは、9月の置戸の広報ですか、それに一度バスに乗れますよ的な案内が載ったというふうに思っていますけども、多分これ1回きりだと思うのですが、他に何回か出ていたとすれば僕の認識違いですけども、これ一度だと利用する対象の方々というのは、なかなか周知できないのかなというのがあります。町長、試験運行中だからということで、もう少し状況を見極めるというようなことでもありましたけれども、以前の答弁では、100周年の時にやったら

どうだとかってというようなことを僕言いまして、ちょっとその時には間に合わないかもしれないというようなことで、なるべく早い時期にというようなことをその時にも答弁いただいたと思っています。今、車両のことも言われましたけども、例えば、来年度からってというようなことになると、3月の予算にも絡んでくるのかなということもありますので、ある一定の時期といいますか、目安といいますか、これぐらいの時にはできたらいいのになってというようなことがあれば、町長の口から答弁いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 以前から申し上げておりますように、この地域間バスの運行にあたっては、北海道北見バスの路線の問題もありますので、こちらだけの思いで走らせることにはなかなかならないということが一つあります。それと、議員からお話がありましたけれども、こっちで思っているほどあまり利用していただけないのかなと、また必要性がそんなにも感じていないのかなと思ったりもするんですね。さっきアンテナの話も出ましたけど、ちょっとアンテナが低いのではないかと、担当の方に言いましたら、かなりダイレクトメール的に送っているんですね。秋田方面、境野方面、勝山、拓実方面というバスの時間なんかも含めて、そして、スクールバスへき地患者輸送車に一般の方も乗車できます。無料試験運行ですと書いてあるんですよ。こういうものも直接的に送ったりしているんですね。その結果として今申し上げたような結果なんですよ。これも10月、11月の2ヵ月でして、少し季節的な問題も、時期的な問題もあるのかもしれないので、それでももう少し試験運行をやってみようかというふうに、今の段階としてはそういう判断しているところなんです。多くの人たちは、多分知っていると思うんですけど、10月、11月の段階では、先程申し上げたような状況だったということなものですから、もう少し試験運行する中で、どういう形がよりよい、利用者サイドにとっても、また、行政サイドの動かし方としても適切な形を見出していききたいなと、そんなふうに思います。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 そういうペーパーが配られているというような、市街地域は配られていなくて、他の地域だけということなんだと思いますけれども、先程町長言われましたように、市街地区の中でも利用したいという方もいると思います。先般、北海道新聞に池田町のコミュニティバスのことが記事として載っておりました。これは利用料は、大人が100円、小・中学生が50円で、その区間内であればどこでも乗降可能ですよというようなものが大変好評でというようなことで、1年間で6,329人が利用したというようなことで記事になっておりました。その状況ってというか、置戸町も池田町も人口こそ違い、やはりそういったコミュニティバスの必要性っていうか需要というのは、間違いなくこの町内にはあるんだというふうに思いますので、ぜひとももう一度きちんとした統計なり状況というものを確認していただいて、本格運用にということで進めていっていただきたいというふうに思います。

先程、車両の話も出ましたけれども、池田町では8人乗りのワゴン車で巡回させているような報道であります。また、ちょっとした情報によりますと、来年6月からは一般道でも車に乗る人はすべてシートベルトをしなければいけないというふうに道路交通法が改正されるというようなことも聞いてますので、スクールバスですとかそういったバスに一般の大人が乗ることもこれからはどんどんままならない時代になってくるのかなというようなこともありますので、その車両の購入の件も念頭に置

きながら置戸町内でコミュニティバス、まち・ひと・しごと創生総合戦略案の中にも、デマンドバスあるいはコミュニティバスの運行というようなことも書き込んでありますので、ぜひともそれが実現できるようにしていただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 このチラシについては、拓殖、それから若松の方にも配っているようであります。それと、今お話がありましたけれども、私共としてはできるだけ高齢者の方あるいは足に不自由されている方の期待に沿えるような形で今こういう問題を検討しているわけでありまして、やはり一方では、効率性といいましょうか、同じ走らせるにしてもできるだけ効率的に走らせたいという行政側の思いもありますから、その辺のことをきちっと検証しながら前向きに検討したいなというふうに思います。先程も触れましたけれども、時期の問題ということでは、夏場は必要なだけ冬はあまり必要でないとか、そういうことも人によってはそれぞれそうした問題もあるんだろうなというふうに思います。それなんかも合わせてきちっと検証していく必要あるんだろうなというふうに思います。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 このことについては、町長前向きに考えてくれると以前からおっしゃってますし、時期的なことは今の段階では、いつから始めるというのは無理なことなのかもしれませんが、ぜひとも実現させることを期待しております。そのことが町にとっても、この高齢化が進んだ置戸町の住民にとっても本当に幸せなまちづくりに繋がるのかなというふうに思いますので、ぜひとも実現させていただきたいと思います。以上で、一般質問を終わります。

○佐藤議長 5番 阿部光久議員。

○5番 阿部議員〔一般質問席〕 通告に従いまして町長に質問をいたします。

ご案内のように、日本は諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進行しています。65歳以上の人口が、現在3,000万人を超えており、国民の4人に1人が65歳以上となっております。2042年の約3,900万人でピークを迎え、その後も75歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されます。このような状況の中、団塊の世代、約800万人が75歳以上となる2025年以降は、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。このため厚生労働省は、2025年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい人生を最後まで続けることができるよう、地域の包括支援、サービスの提供体制の構築を推進しています。地域包括ケアシステムは、保険者であります市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要だとされています。置戸町におきましても、3年ごとの介護保険事業計画の策定実施を通じて、置戸は置戸に合ったシステムの構築がなされていますが、現状の置戸町と今後について考えを伺います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 地域包括ケアシステムの現状と今後についてというご質問であります。議員の方からもいろいろと数字を挙げていただきましてご紹介もいただきましたけれども、団塊の世代が75歳以上となります2025年には、一層高齢化が進行して、国民の医療あるいは介護の需要というのは、容易に現在よりもさらに増加することが見込まれるわけでありまして。本町においても、2025年、平成37年でありますけれども、この2025年の65歳以上の高齢化率は46.52%、7

5歳以上では31.39%に達すると見込んでおります。このような中、厚生労働省は、介護、予防、医療、生活支援、住まいのサービスを一体的に行う、地域包括ケアシステムの構築を進めているわけであり、基本的な考えとして、これまでの介護保険サービスあるいは医療サービス、そして民間企業、地縁組織、それぞれが地域内で分散化されまして、実施してきた生活支援あるいはサービスの連携を図って、地域の特性に合わせたシステムづくりを推進しているわけであり、

そこで、本町での地域ケア体制であります、平成2年度から高齢者サービス調整チームを構成しまして、平成12年度、介護保険制度の発足からは、地域ケア会議、そして全体会議に移行しまして、福祉、医療、自治連絡協議会、老人クラブ、ボランティア団体、社会教育団体などの代表者間で連携会議を主催しております。一方、実務者レベルでは、事例の検討、情報共有等を行うケース検討会議の定例開催あるいは高齢者等住宅改修相談員会議を編成しまして、関係機関、部局の担当者によるサービス調整が円滑に推進できるように、これまでも地域包括ケアシステムの考えに沿う形で、連携や事業推進に努めているところであります。さらに、社会福祉協議会、居宅介護サービス事業所、保健福祉行政担当が地域福祉センターに集約されていることによって、連携を蜜にした相談対応や福祉サービスの提供を行っているわけであり、

今後、本町においても認知症高齢者の増加が見込まれますが、高齢者の方が住み慣れた地域において、安心して生活が続けることができるためには、より一層の在宅医療あるいは介護の連携、認知症施策の推進、生活支援、介護予防サービスの基盤整備の推進などの取り組みが必要になってまいります。そのためには、地域包括ケアシステムの5つの要素であります、住まい、医療、介護、予防、生活支援の体制を、地域福祉センターに併設しております地域包括支援センターを核としてより強化いたしまして、地域の見守り、あるいは、切れ目のない支援体制を今後においても進めてまいりたいと、そのように考えているところであります。

○佐藤議長 5番。

○5番 阿部議員〔一般質問席〕 ご丁寧なご答弁をいただきました。しかし、1点危惧をされることについて質問をしたいというふうに思うわけですが、いずれ最終的には、医療を除いては成り立たないシステムだと、このように思っています。病気を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活が続けられるためには、地域における医療介護の関係機関が連携をして、包括的かつ組織的な在宅医療、介護の提供を行うことが必要だと、このように思っています。国も、関係機関が連携をし、他職種共同による在宅医療、介護を一体的に提供できる体制を構築するための取り組みが推進をされているところでございます。このことは、置戸町も同様の取り組みをされているというふうに理解をしています。しかし、現在町内の医療機関は1病院、1歯科診療所となっています。

それぞれの経営内容につきましては、知ることはありませんけれども、この先推計どおりの人口減少が続くことになれば、これまでの医療サービスが極端に低下をしないかを危惧するものであります。そのことはシステムはもとより、施設介護も不可能になるなど、町の福祉計画そのものが崩壊をしてしまいます。経営は、受診者数と医療内容により成り立つものだと思います。必ずしも交通事情が良いとはいえない中で、他市町から通院される患者数の多くは望めないとするれば、町の人口減少が大きく作用することになります。どこかに必ず経営の転換点があると、このように考えています。

先程、高谷議員の質問に、町長は日赤に対する出損金の話が出されておりましたけれども、町民がこれまで過ごしてきたとおり、安心してこの町で暮らすことができるよう現状の維持が可能だという思いがあるわけでありまして、考えがありましたらその対応についてお聞かせいただきたいと、このように思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 いろんな意味で人口減少というのは、病院にとってもある種病院経営という部分で考えると、なかなか厳しい部分があるというのは、私も承知をしております。近年といいますか、ここ十数年の中でいうと、1万人ぐらいの減少というんでしょうか、そういうようなお話も聞いておりますので、そういう部分で考えますと、病院の経営もなかなか置戸日赤病院といえども、お医者さんの医療スタッフのことも含めてでありますけれども、院長先生にいろいろ努力をしていただいて、私共に行行政機関にとって非常にありがたい体制をとっていただいていることは間違いないわけでありまして、しかし病院経営全体のことですと、やはり人口減少というのは、やはり大きな要素として病院としても抱えているということは言えるんだというふうに思います。と同時に、近年の周辺の病院を見た時に、より高度な医療機器体制といいますか、機械の体制といいたいでしょうか、そういうことも充実されてきておりますので、患者さんから見ますと、よりそうしたところに流れていくということは、これもまた避けられないことなんだろうというふうに思います。しかし、この3,000人しかない町ではありますけれども、そこに病院があるかないかというものは、極めて町民にとって大きなことだろうというふうに思いますし、行政を預かる私共の立場としても当然のことだというふうに思っております。そうした中で、これからどのような体制あるいは医療の構築を図っていくのかというものは、もちろん私共として分からない部分たくさんありますけれども、病院の方ともいろいろと相談しながらといいたいでしょうか、協議をしながらこうした問題について対応していかねばならないというふうに思います。

単に、財政的な支援をすればそれで決着が着くという問題でもありませんし、だからといってそういう問題も無関係ではないということもいえますので、そうしたことも合わせて日赤病院とは時々といいたいでしょうか、意見交換していかねばならないと、そんなふうに思っております。診療報酬の動き等もいろいろありますので、そうしたことから考えますと、病院としても行政に対する支援ということは、間違いなく期待も大きいだろうというふうに思っておりますので、国からのそうした制度もありますけれども、より安定した病院経営がなされるように私共も意を用いていきたいと、このように思います。

○佐藤議長 5番。

○5番 阿部議員〔一般質問席〕 病院があるのとないのとでは大きな違いがありまして、お医者さんのいない、病院のないとこになかなか住むことができないというのが普通の人間だというふうに思いますから、ぜひこの人口減少は止めることができないことなのかもしれませんけれども、ぜひ頑張ってください病院長の存続のためにお力をいただきたいと、このように思っています。いずれも町長にお答えをいただいたような結果になることを心から願い、私の質問を終わらせていただきます。

○佐藤議長 これで一般質問を終わります。

◎日程第 3 議案第 6 3 号 置戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてから

◎日程第 1 4 議案第 7 4 号 工事請負変更契約の締結についてまで

————— 1 2 件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第 3 議案第 6 3 号 置戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてから日程第 1 4 議案第 7 4 号 工事請負変更契約の締結についてまでの 1 2 件を一括議題とし、これから質疑を行います。

議案の順序で行います。

まず議案第 6 3 号 置戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第 6 4 号 置戸町税条例等の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第 6 5 号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第 6 6 号 置戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

8 番。

○8 番 石井議員 今回、個人番号カードの再交付手数料という項目、800円というのが付くわけなんですけども、単純にいろいろとこれからのシミュレーション的な部分で、説明の中では再交付、なくした時にカードを再交付する際に、800円をいただくと。多分、再交付に関しては個人番号も変わるでしょうし、仮に、住所の変更、若しくは、やむを得ず写真の変更といったような状況の場合、この再交付というようなことを受けないとならないのかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 再交付を必要とする場合は、紛失ですとか火災にあって焼失してしまったですとか、そういった場合は再交付必要となってくるのですが、手数料を必要としない場合もいろいろ想定をされております。例えば、通知カードですとか個人番号カードに住所の変更を記載する欄があるのですが、そちらの方が引越しや転居等で記載がいっぱいになった場合、そういった場合は、取り替えるという形になりますので、手数料いただかないということで今予定しております。あと、顔の写真が変わるということですが、基本的に成人の方は10年間、10回目の誕生日までは変えられませんし、20歳未満の方は5年間使っていただくということになっていますので、頻りに顔の写真を変えて再交付ということは想定はしておりません。あと、カードの中にICチップが組み込まさっておりますので、何らかの私共の初期設定ですとか、初期に作った時にICチップにエラーがあった場合は、こちらの費用で取り替えるということになっております。それ以外の部分については、基本的には紛失や焼失ということでの取り替え、それから番号の変更ということも想定なっていますので、本当に大事な一生使う番号になりますので、厳重に取り扱い、保管をしていただきたいということは基本になるものですから、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

○佐藤議長 8番。

○8番 石井議員 更に確認なんですけども、住所変更または結婚されて名前が変わったと。そういった場合の手続きの場合は、一度カードを作っているセンターというか、そちらの方に送って内容についての変更をしないとしないのかどうか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 住所変更ですとか、転居の場合の住所変更は、役場の窓口に来ていただきますと、ダイレクトに窓口の方でカードの方に変更後の住所を書き込むような形になります。それで、本体自体が、結婚等で全てが変わるといった場合は、手続きを役場の窓口でしていただきまして、東京の方の地方公共団体情報システム機構の方に作り直すという手続きを取らなきゃいけないので、1週間から10日ぐらいお時間をいただく形になるかと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第67号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第68号 平成27年度置戸町一般会計補正予算(第6号)。

質疑は条文ごとに進めます。

第1条 歳入歳出予算補正は別冊事項別明細書(第6号)、6ページ、7ページ。歳出から進めます。

3. 歳出。2款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 地域公共交通対策に要する経費というところでお伺いをしたいのですが、随分金

額が年々上がってきているといいますが、今後の対応は心配になるようなところありますけども、どのような目処といえますか今後の推移を考えているのか、お知らせください。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 地域公共交通対策で計上いたしました補助金の今後の見通しといいたしめようか、そういうご質問だったと思います。今回、計上させていただきました327万6,000円は、昨年に比較いたしますと、28万6,000円増加となっております。この何年かというよりも、この3年ぐらいというふうな言い方をした方が正しいと思うのですが、24年度から事前認定方式という方式に変わってございまして、ある意味予想を立てて補助額が事前に決定されたあとに事業実績を踏まえた交付がなされるというようなことになりましたことから、方向性として利用者の減少にある路線につきましては、ますます地元の負担が増えていくということになろうかと思えます。特に近年の傾向といたしまして、前回の消費税の導入以降、一般客の減少、それから少子化に伴いまして通学バスとして利用されている子どもさんの減少に伴いまして、どの路線でも赤字傾向が大きくなってきているというふうに認識をしているところでございます。この置戸の関連する3路線につきましても、やはりこの2年間を見ましてもそういう傾向にあるというふうに思われますし、今後もそういうふうにご考えますと、この負担の金額というのは、益々大きくなっていくのではないかとということになるかと思えます。ただ、銀河線の廃線以降、代替バスとして10年が経過をいたしました。この中では、既存のバス路線に自動車ダイヤの本数分、単純に代替バスとして上乗せをしてきた経過がございます。当時と人口も相当変わって参りましたし、利用者数も相当変化が起きてきているということから考えますと、地域内バスの必要性についてもいろいろとご意見いただいているところでありますけれども、それらの運行の中で北見バスの運行の本数の問題ですとか、運行の路線の問題についても、やはり一緒になって検討していく中で、なるべく経費のかからない方法というのを選択していかなくやしないと、こんなようなことを考えているところでございます。

○佐藤議長 8番。

○8番 石井議員 関連質問となるかどうかなんですけども、前回一般質問で通学者に対して3分の1の補助について12月中には1市3町の中で検討していくというような話だったと思いますが、関連質問として、もしそちらの方の協議どうなっているのか分かればお知らせを願いたいと思います。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 前回の定例町議会でのご質問だったと思いますけれども、その中でこの沿線市町におきます、この現行のバスの補助制度について、来年の3月を期限とする時限立法であるというお話をさせていただきました。前回お答えをした時には、1回目の会議を開催した後でございましたが、まずは各市町のそれぞれの今後の考え方について意見交換をし、更には平成28年4月以降の各町の考え方についてその時点での意見交換をし、それぞれの町に持ち帰ってそれぞれの町が検討して再度集まると、こんなことで結論を得ていくというお話をさせていただきました。新年度の予算との関係ありますことから、その期限を12月いっぱいぐらいを目処にというお話をしたところでございます。その後、2回目の会議が持たれました。その中で結果といたしましては、陸別、置戸、訓子府につきましては、現行の補助制度を維持していきたいという考え方でありました。ただ、北見市につきまし

ては、10年間ということもありまして、この代替バス、陸別までの間のバス以外にも、ご承知のことと思いますけども、市内のバスに対する高齢者への支援ですとか、他の地域への支援等も含めた総合的な交通の支援の中で、10年間経過した現時点では、引き続きこの制度を維持していくことが難しいというお話でございました。最終的には、この会議を経まして市町会議を開催をしていただきまして、その中で同様の話を北見市の方からいただきまして、3つの町としては、自分たちの町の支援制度は原則、最低限として続けていくという認識と、ただし、北見市については、本年度で終了したいというお話の中で、現行の1～2年生につきましては、卒業までの経過期間2年間を設けて、それまでは支援を続けたいと、こんなようなお話がございまして、我々といたしましても、これらの内容を受けまして新年度に向けての新たな支援策について検討を進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 番号制度についてお尋ねします。今まで地域懇談会4地区でありまして、その4地区の説明会と合わせて、現在までこういった地域での説明会の開催状況についてどの程度あったのか、その回数と、通知カードが10月から発送されたわけですけど、新聞によると、毎日報道されているんですけど、発送して郵便局に戻されて、それからまた役場の方に転送されている、そういう事例が都会で結構多いということ新聞に載っていますけど、いわゆる転送の数ですね、今までどの程度郵便局から戻って役場の方に転送されているのか。そして、その中で今現在、保留されている数はどの程度あるのか、分かればお知らせしていただきたいと思います。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 説明会の開催につきましてお話をしたいと思います。新光町内会で1回、拓殖自治会で1回、総務課長が出向いて説明会を開催しています。私の方から通知カードの返送枚数の状況ですが、11月30日現在、古い数字で申し訳ないのですが、置戸の世帯に通知があった総数が1,513通発送しております。役場に1回戻ってきた返戻数が170通。その内訳ですが、宛所がないよというのが28通。それと、保有期間が1週間なものですから、1週間以内に取りに来ていただけなかった件数が139件。それと、受け取り拒否が3件ということになっております。そのうち、11月30日までに役場に取りに来ていただいた世帯が90世帯で、11月30日現在、80通という数字になっております。新光の町内会とお話しました、川向の小地域ネットワークの方で開催をさせていただいています。訂正いたします。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 今80通あるということですか。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 11月30日現在なんですけど、保留数が80通で、それが調査の数字でして、一昨日末現在で61世帯、61通分役場に保管になっています。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

8ページ、9ページ。4項選挙費。3款民生費、1項社会福祉費、2項児童福祉費。4款衛生費、2項清掃費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

10ページ、11ページ。6款農林水産業費、1項農業費、2項林業費。8款土木費、1項土木管理費、2項道路橋梁費。9款消防費。

質疑はありませんか。

5番。

○5番 阿部議員 農業費の農業生産法人の事業支援補助金として100万円出ているわけですが、これは単年なのか継続なのか、お知らせください。

○佐藤議長 農業委員会事務局長。

○坂口農業委員会事務局長 今回、補正させて頂きました補助金と交付要綱の1項の100万円につきましては、経営を開始した年度において、事業開始支援として100万円、単年度の補助金となります。その他、2項、3項で経営開始後の固定資産税が賦課された年から5年間にかかる固定資産税額を限度とした奨励金の交付。それから、3項としては経営開始年から5年以内に町長が認める制度資金を除く営農資金の、金融機関から借り入れた場合の利子補給という支援内容が今現在の交付要綱にございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

12ページ、13ページ。10款教育費、5項保健体育費。13款給与費。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 体育施設管理に要する経費ということで、パーク場の病気というお話がありましたけども、この病気について単年度で消える病気なのか、今後に向けての対策というか、そういうのがあればお知らせください。

○佐藤議長 社会教育課長。

○今西社会教育課長 お答えします。ダラースポット病、補正予算の説明の時に話したとおり、薬剤散布が一つの対策となります。今年、予防の意味も含めて広めに散布をさせていただきましたので、来年また芝生の状況を確認しなければなりません。再発できないことが予想されるといいますか、そういう手立てだというふうに考えています。ただ、如何せん菌による病気ですので全く完治したかというのは、来年になってみないと分からないという状況でございますので、また来年芝生の状況を見ながら対応させていただきたいと思っております。

○佐藤議長 9番。

○9番 嘉藤議員 今の病気は来年になってみないとということでしたけども、もし来年そういうこと

で再散布ということになって薬剤の人体の影響とか、そういうものは調べているのか、お知らせください。

○佐藤議長 社会教育課長。

○今西社会教育課長 今回、散布させていただいた薬剤については、人や動物には毒性ないものということで業者から伺って使わせていただいております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 給与費についてお伺いをいたします。本年は100年記念事業、一般質問の中でも町長の方から何点が今年の事業についてのお話がありました。昨日の総務課長の説明の中では、管理職手当、寒冷地手当、通勤手当、住宅手当と一部超過勤務手当もありますというような説明でありましたけれども、基本的にはほぼ超勤が全体の大まかなとこを占めている説明としてはあまりにも順序が違うんじゃないかなというふうを受け止めて、ある意味、悪意があるように捉えちゃうということでもあります。当初、予算ですね、1,625万円、超勤の予算を組むこと自体も果たしてどうかなという思いはあるんですが、都度超勤についてはいろんなところで言われている部分はありますよね。それで本年は100周年記念事業があると。職員総出でという部分では、これは理解するのですが、この部分については、当初予算を倍も上回るようなそういう実績で、これは当初から予算として組むことができなかつたのか、その辺お伺いしたいと思います。

○佐藤議長 総務課長。

○菅野総務課長 まず予算の説明の中で、異動部分も含めてというお話の後に大きい部分はという思いで私説明したかと思っているんですけど、もし誤解を招いたらお詫びいたします。超勤の部分で昨日も説明したとおり、まず超勤が大きくなった部分は、今年度100周年事業という部分を踏まえまして、それぞれ実行委員会ができて各グループに担当課長が2名つく。そしたら、その課の職員については、その事業の業務に携わってもらうということでスタートしております。そういった中で、通常業務、自分の担当した100周年の事業業務と、もう一つは協賛事業、夏まつりとか、馬力とか、そういった部分も100周年を踏まえて大きくなってきている部分もあります。ただ、協賛事業につきましては、夏まつり、馬力にしても現課は超勤対応ですけど、職員はボランティアという、そういう対応もしております。もう一つ、当初の予算、前年度も2,500万円ぐらいになって、今年度は確かに予想されていた部分もあります。これについては、まず年度当初の予算作りの時には、通常年という部分でどれだけ超勤になるかという部分も、その時点ではどこまで予想できるかというのが、まずできなかつたということをご理解お願いいたします。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 今の質問に関連するんですけども、現課は超勤扱い、他はボランティア扱いという説明、そういう認識でよろしいですか。例えば、実行委員会に入っている役場職員はボランティアと。いろんな事業をやる担当の課にいる職員は、その時は超勤扱いということよろしいですか。

○佐藤議長 総務課長。

○菅野総務課長 私、説明の中で伝えたのは、まずは協賛事業、夏まつりとか馬力は、協賛事業で10

0年の冠つきます。そういった部分では、夏まつり、馬力の担当、当然産業振興課になります。その課につきましても、業務として土日の準備から日曜日の業務は、通年どおり超勤扱い。また、例年どおり職員はボランティア。先程言いました、また各自のグループの担当課長になりますよね。例えば、私が式典部会の担当。職員は、それについての式典の業務の中でいろいろその準備に携わる仕事をやってもらいます。当日の準備とか、そういった部分は超勤で対応しているというやり方を行いました。ですから、原則的には通常業務の中で日中できる部分は、当然超勤にはなりませんけど、どうしても土日とか、そういう仕事の中で携わる業務については超勤または振り替えで対応したということです。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 100周年のことなのであまり水をさすようなこと聞きたくもないのですが、例えば、劇に参加された役場職員の方は超勤になるということですか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 町民構成劇での時間外の取り扱いについては、出演者で職員が参加した分はボランティアとして扱っています。それ以外にスタッフとして舞台制作やいろんな形で関わっておりますけども、この部分につきましては、平日、土日を含めて時間外、もしくは振り替えで対応させていただきます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入に進みます。4ページ、5ページ。

2. 歳入。9款地方交付税。12款使用料及び手数料、1項使用料。13款国庫支出金、1項国庫負担金、2項国庫補助金。4項社会資本整備総合交付金。14款道支出金、1項道負担金。20款町債。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ議案にお戻り願います。

第2条 地方債の補正。

第2条 地方債の補正は、議案の3ページ、「第2表 地方債補正」をお開きください。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第69号 平成27年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)。

第1条 歳入歳出予算補正は別冊事項別明細書(第3号)、4ページ、5ページ。下段の歳出から進めます。

3. 歳出。2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ上段の歳入へ進みます。

2. 歳入。5款繰入金、2項基金繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第70号 平成27年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)。

第1条 歳入歳出予算補正は別冊事項別明細書(第1号)、4ページ、5ページ。下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ上段の歳入へ進みます。

2. 歳入。2款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

○佐藤議長 なければ歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第71号 平成27年度置戸町下水道特別会計補正予算(第1号)。

第1条 歳入歳出予算補正は別冊事項別明細書(第1号)、4ページ、5ページ。下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ上段の歳入へ進みます。

2. 歳入。4款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

○佐藤議長 なければ歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第72号 工事請負契約の締結について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第73号 工事請負変更契約の締結について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第74号 工事請負変更契約の締結について。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 この鉄橋工事にかかるものとして、鉄橋の鉄くずとして購入するということで、過日購買を行われたと思うんですが、購買の金額がいくらだったのかということと、鉄くずについては銀河線跡地の財産処分ということになると思うので、これが最終的に処分した鉄くずの代金が銀河線の基金に繰り入れ充当されるのか、その2件についてお聞きします。

○佐藤議長 総務課長。

○菅野総務課長 この鉄橋の鉄くず、それと1号橋から出る鉄くずを合わせて過日、12月11日に購買を行いました。落札金額は、合わせて130万円です。その内、1号橋と銀河線分を按分いたしまして、銀河線の部分につきましては、基金に繰り入れます。ほとんど銀河線の鉄くずであります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければこれで質疑を終わります。

全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければしばらく休憩します。意見調整を行いたいと思いますので、議員は議案持参の上、議員控室の方へ移動願います。説明員の方は、そのままお待ちください。

休憩 14時12分

再開 14時19分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第63号から議案第74号までの12件を通して質疑漏れはありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 議案第68号の一般会計補正予算、農林水産業費なんですけれども、その中の林業費ですね、町有林を買ったということで5,000万何がしということなんですけれども、この金額とかということじゃないんですけども、町有林がこれだけ増えたということで、それを記念してといいますか、今まで営林署から購入した町有林には町民の森とかっていう名前が付いていたりしていると思うのですが、中身的にいうと天然林が多いとかということもこの間教えていただきましたけれども、そういう意味で、名称というかそういうものをこの木に付けて、置戸の町として大切な町有林ですよというものを一つアピールするということではできないのかなというふうに思ったものですから、お伺いしたいと思います。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 今、議員から言われたとおり、今回、111ヘクタール購入させて頂ければ、置戸の町有林も現在の1,909ヘクタールから2,000ヘクタールということになります。今、議員ご提案の名称を付けてというようなことでございますが、この辺については内部で検討させていただきまして、そこまで現課としては考えていなかったのですが、森林の持つ公益的機能を十分に活かす為に、議員の皆さんのご意見もいただきながら購入を勧めてきましたので、今のご提案については協議をさせていただきたいと思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、議案第63号 置戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてから議案第74号 工事請負変更契約の締結についてまでの12件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これで、議案第63号から議案第74号までの12件については、討論を終わります。

○佐藤議長 これから、議案第63号 置戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてから議案第74号 工事請負変更契約の締結についてまでの12件を採決します。

議案の順序で行います。

まず議案第63号 置戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についての採決を行います。

議案第63号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第63号 置戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に議案第64号 置戸町税条例等の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第64号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第64号 置戸町税条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に議案第65号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第65号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第65号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に議案第66号 置戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第66号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第66号 置戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に議案第67号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第67号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第67号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に議案第68号 平成27年度置戸町一般会計補正予算(第6号)から議案第71号 平成27年度置戸町下水道特別会計補正予算(第1号)までの4件を一括して採決します。

議案第68号から議案第71号までの4件については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第68号 平成27年度置戸町一般会計補正予算(第6号)から議案第71号 平成27年度置戸町下水道特別会計補正予算(第1号)までの4件については、原案のとおり可決されました。

次に議案第72号 工事請負契約の締結についてを採決します。

議案第72号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第72号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

次に議案第73号 工事請負変更契約の締結についてを採決します。

議案第73号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第73号 工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

次に議案第74号 工事請負変更契約の締結についてを採決します。

議案第74号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第74号 工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

○佐藤議長 お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、置戸町議会会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

○佐藤議長 これで本日の会議を閉じます。

平成27年第9回置戸町議会定例会を閉会します。

閉会 14時28分